

平成28年9月第3回八街市議会定例会会議録（第3号）

1. 開議 平成28年9月6日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小菅耕二
7番 小山栄治
8番 木村利晴
9番 桜田秀雄
10番 林修三
11番 山口孝弘
12番 小高良則
14番 川上雄次
15番 林政男
16番 新宅雅子
17番 京増藤江
18番 丸山わき子
19番 石井孝昭
20番 加藤弘

1. 欠席議員は次のとおり

13番 湯浅祐徳

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	武井義行
市民部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	河野政弘

会 計 管 理 者	勝 又 寿 雄
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	和 田 文 夫
高 齡 者 福 祉 課 長	吉 田 正 明
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	佐 瀬 政 夫
農 政 課 長	水 村 幸 男
道 路 河 川 課 長	横 山 富 夫

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	廣 森 孝 江
-------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
-----------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 崎 義 之
-------------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	大 木 俊 行
-----------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	藏 村 隆 雄
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江

主		査	須賀澤	勲	
主	査	補	嘉瀬	順子	
主	任	主	事	醍醐	文一

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

平成28年9月6日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は19名です。

議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

本日の欠席の届出が湯浅祐徳君よりありました。

次に、経済環境部長より発言の申し出がありますので、これを許します。

○経済環境部長（江澤利典君）

昨日の小澤議員のHACCPに関するご質問に回答をさせていただきます。

HACCPチャレンジ事業の県内事業者は7事業者、市内は0です。

主な業種は、食肉処理業、練り製品製造業等、そういうものが現在HACCPのチャレンジ事業ということで登録をされているというふうになっておりますので、答弁させていただきます。

○議長（加藤 弘君）

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、山口孝弘議員の個人質問を許します。

○山口孝弘君

おはようございます。山口孝弘でございます。

先日行われましたリオデジャネイロオリンピックが無事閉幕いたしました。日本歴代、最高の41個のメダルを獲得し、そして日本国内が熱狂し、そして勇気、希望、元気をたくさんいただきました。これから行われますパラリンピックに際しましては、さらなる活躍をご期待申し上げます。

また、4年後は東京オリンピックが開催されます。この八街から東京オリンピックに出場する選手が出て、そして街を挙げて応援し、パブリックビューイングとか現地に行って応援するとか、街にいろんな応援の旗などを掲げたりとかして、そのような東京オリンピックになるような形になればいいというふうに、夢や期待が広がるばかりでございます。

それでは、通告に従いまして順次ご質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、質問事項1、埋め立て・盛り土等に関する問題についてでございます。

この問題は6月議会でも質問させていただいた内容でございます。八街市にとって、今後この問題は非常に重要な問題になるという可能性がかなり高い内容でありますので、ぜひと

もご理解をいただきたいと思います。

まず、改良土とはどのようなものかと申しますと、建設発生残土を改良し、リサイクルをして再度使えるようにした土のことです。簡単に言えば、産業廃棄物に生石灰や熱処理を施しリサイクルをした土ということになります。もとは産業廃棄物、それが改良土です。全国各地で、改良土と言われる二次製品を使用する無秩序な埋め立て行為が後を絶ちません。

そこで、要旨（１）改良土による埋め立て行為について、どのような問題が指摘されているのか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

改良土につきましては、本市の「土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」で規制される自然由来の砂・土等に該当しない二次製品として販売されていることから、指導等ができない状況でございますので、隣接地への雨水流出による被害や、土壌の汚染に係る環境基準を満たさない改良土による埋め立て等の問題が懸念されているところでございます。

○山口孝弘君

そのとおりでございますが、この無秩序な埋め立て行為が後を絶たないのはなぜか。この改良土を使用する埋め立ては、法律や条例では全く規制されていない。そのため、許可申請が必要がないため、県への届け出だけで安易に埋め立て行為ができてしまうということが、問題であります。

地域住民に何の説明もなしに、気がついたら改良土を使用する埋め立て行為が始まっていた。１日に何十台もの１０トンダンプが出入りするようになってしまったということが、全国各地で問題になっております。

市長の答弁で、二次製品として販売されているということから、指導ができないという答弁をいただきましたが、地形が変わるほどの埋め立て行為でも、指導ができないという認識でよろしいのか、お伺いをいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

現状の条例等では規制が難しい状況でございます。そうした中で、条例による指導ではございませんけれども、担当課の方では、二次製品として販売されているものについて、事業者からの相談等があった場合については、場所、面積、製品の契約書、試験結果等の写しを提出してもらえということと、また、隣接の土地所有者に対して事業の説明をするように、あわせてお願いをしているというような状況でございます。

○山口孝弘君

なかなか規制ができないというところではあります。

先ほどの市長答弁でも、土壌汚染に関わる環境基準を満たさない改良土による埋め立ての問題が懸念されているという発言もございました。この八街は、井戸水、地下水を生活用水として使用しているという方が本当に多くいらっしゃいます。やはり、水質汚染というところ

ろも非常に心配されているところではございますが、土壌汚染に関わる環境基準を満たさない改良土による埋め立ての問題とはどのようなものか、そっちの方をお願いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

土壌汚染に関わる環境基準を満たさない改良土による埋め立ての問題ということで懸念されているというご答弁をさせていただいております。

そうした中で、特定有害物質による汚染27項目が、基準値以上及び土砂等に係る水素イオン濃度指数（PH）が4以上9未満を満たさない、または超える製品を使用するということが、現在懸念をされているというような想定にはなっております。

○山口孝弘君

やはり製品となってしまったからには、そういったことに対しても指摘ができない、指導ができないということが、本当に問題にされております。

さまざまな問題が懸念されているところではございますが、この改良土を使用した埋め立て行為を規制するため、条例改正へのさまざまな動きが市町村で活発に、今現在議論されているという情報をお聞きしております。他市町村の動向も注視しなければならないというふうに感じておりますが、そこで、要旨（2）改良土による埋め立て行為について、他市町村の対応、動向はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県並びに近隣5市に確認しましたところ、1市については、条例による改良土の規制があり、1市については、埋め立て行為の許可基準が厳しく、埋め立て行為の許可はほぼ取得できないとなっております。また、千葉県並びに本市を含む4市は、改良土について、二次製品扱いで規制の対象外となっております。

なお、改良土を二次製品扱いとしている1市については、本市と同様に規制を検討していると聞いております。

○山口孝弘君

先ほどの市長答弁では市町村名がはっきり示されておりましたが、この市町村名、どういう市町村がどうなっているのか具体的にお答えできるのであれば、お願いをいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

今、市長の答弁で申したとおりでございますが、条例で改良土の規制がある市でございますけれども、これは四街道市でございます。それと、埋め立て行為の許可基準が厳しいということの市でございますけれども、これは山武市。二次製品扱いで規制の対象外ということになりますと、県、佐倉市、東金市、富里市。その中で、佐倉市は、本市と同様に規制する検討を今しているというふうになっております。

○山口孝弘君

お隣の佐倉市が規制に向けて動き出しているという情報でした。私の情報では、酒々井町

であったりとか富里市も、これから動き出そうというような動きも出ているという話を聞いております。また、印西市もその規制に向けて動いております。本当に1つの市だけが抜けてはだめだというふうに思っております。この市町村は規制が緩くて、この市町村は買いやすい。業者に言わせてはいけないというふうに私は思います。なので、しっかりと他市町村の動向も見極めながら、この規制に向けて動き出していきたいと思いますが、規制をしていかなければならないというふうに感じておりますが、条例を見ますと、土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例を変えていくという形に、八街市はなると思います。

6月議会では、市長の答弁で、条例改正について調査研究という答弁がございました。先ほど検討していくという方向に変わったんだなというふうに感じさせていただきましたが、そこで、要旨（3）八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例を全部改正し、改良土による無秩序な埋め立て事業を防止すべきであると考えますが、八街市の考えを教えてください。よろしくお願いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

改良土及び再生土につきましては、先ほど答弁したとおり、隣接地への雨水流出による被害や土壌の汚染等で地下水及び隣接地等に影響が起らないように、また、災害の発生を未然に防止し、市民の安全を守るように、本市の土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の改正に向けて準備を進めているところでございます。

○山口孝弘君

ありがとうございます。本当に前向きな答弁でございました。ありがとうございます。

では、この条例改正の準備を進めているという話を伺いましたが、この条例改正の時期について、お答えできるでしょうか、お伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

現在、他市町村の動向も見ているというのは現実でございます。そうした中で、条例改正に向けて準備を進めているということで答弁をさせていただいたわけなんですけれども、関係機関と各課と調整を図らなければなりません。そうした中で、速やかになるべく早期にということで実施をしてまいりたいというふうには考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも、早急かつ迅速にお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、質問事項2、各種手続の緩和についてでございます。

市役所には、多くの市民の皆様方が目的をもって日々訪れるわけでございます。市民の皆様様の行政手続の負担軽減、事務の簡素化のため、手続の簡略化・統一化を進めていくべきではないかというふうに考えます。例を挙げますと、住民票の申請の際、現在では、氏名の横には押印が必要となっております。本人による申請であることが本人確認によって、例えば免許証とかそういったもので確認をし、なおかつ氏名の横に押印まで求めておくというのは、必要ないのではないかというふうに考えます。

また、障がい者の方がさまざまなサービスを受けるには、それぞれ受けるサービスごとに書類に必要な事項を記入し、市の窓口へ提出するわけでございます。しかしながら、高齢者の方や移動が困難な方にとっては、1つの書類を作成するにも大変な労力という形、大変な努力が必要でございます。

そこで、要旨（1）市民の皆様の負担軽減のために、住民票や特定医療費支給認定申請など、各種手続の緩和について、八街市の考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

各種証明書の申請や届け出等のさまざまな手続につきましては、円滑に手続が進められるよう、申請等に要する時間や労力等について、利用者の負担を軽減するため、事務処理の流れを変更するなど、利用者の目線から、よりよい改善をしていくことが、市民サービスの向上、また、事務処理の効率化を図る上で、大変重要なことであると考えております。

今後、八街市総合計画2015や第二次八街市行財政改革プランに掲げております総合窓口、ワンストップサービスの検討をしていく中で、マイナンバー制度の運用状況等も考慮しながら、調査研究してまいりたいと思っております。

○山口孝弘君

答弁ありがとうございました。

今後、第二庁舎の解体のために、第二庁舎の全ての課が移動になるわけですね。総合窓口やワンストップサービスの検討を進める中で、調査研究していくという話でございましたが、具体的に現在検討されている事項がありましたら、お伺いをいたします。

○総務部長（武井義行君）

今、議員がおっしゃいましたように、第二庁舎の移転という手問題もございまして。やはり、総合窓口、これを設置するためには一定のスペースの確保というものが必要になってきます。現在、先日お話を申し上げましたとおり、第二庁舎移転ということで、第一庁舎の1階フロアが大変手狭な状況になっております。それで、第一庁舎につきましては、今後検討委員会を立ち上げた中で、その跡地利用について検討していくことになるのですけれども、やはり、総合窓口の設置につきましても、新庁舎のぜひといいますか、その必要性というものを検討した中で、どのような形で窓口が設置できるのかということ、あわせて検討していきたいと考えております。

○山口孝弘君

さまざまな書類を窓口へ提出するわけでございますが、その窓口にはたくさんの苦情が多分寄せられているのではないかとこのように感じております。

例えば毎年同じような書類を提出しなければいけない。なぜ、これは本当に毎年出さなきゃだめなのというような質問であったり苦情だったり、そういうものも多分あると思っております。その苦情をぜひとも精査をしていただきまして、利用者になるべく負担が生じないよう工夫を凝らし、簡素化をできるだけ図っていただきたいというふうに思いますが、ちょっと、3

点、3つの事項を要望させていただきたいというふうに思います。

まず1つに、窓口事務全体での本人確認方法を、ぜひ統一化させていただきたいというふうに思います。2点目、手続の際の押印省略の推進を、ぜひともしていただきたいというふうに求めます。3点目、1枚でも提出書類が減らせるように申請書様式の見直しの推進を。この3点をぜひとも進めていただきたいというふうに要望させていただきますので、ぜひともご検討を願えればというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、質問事項3、高齢者福祉、障害者福祉の充実についてでございます。

少子高齢化や核家族化の進行、地域の相互扶助機能の低下に伴い、家族や地域のつながりが希薄化していく傾向にあり、高齢者の孤立などの問題が発生し、大きな社会問題となっております。今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行に伴い、援助を必要とする高齢者や障がい者などが増加し、地域における福祉ニーズはますます増大、多様化することが予想されます。

そこで、要旨(1)施設入所待機者の解消や、相談体制の強化、早期発見、早期支援ができる体制強化と連携について、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

特別養護老人ホームの入所待機者は、平成28年7月1日現在、95人でございます。この入所待機者の解消に向け、第7期高齢者福祉計画におきまして、特別養護老人ホームの新設や既存施設の増床を視野に入れ、検討してまいりたいと考えております。

高齢者の総合相談業務を行っている地域包括支援センターでは、平成27年度中に保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各一人ずつ、計3人を増員し、相談体制の強化に努めました。

高齢者が増加することに伴い、認知症高齢者等支援を必要とする高齢者も増加することが予測されますが、困っている高齢者の早期発見、早期支援が行えるよう、これまでのサービスに加えまして、介護保険事業者、民間企業、NPO、ボランティア、地域住民等の協力を得て、多様な主体による多様なサービスの構築を目指し、幾つになっても、住みなれた地域で、その人らしく生活することができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、取り組んでいきたいと考えております。

また、障がいのある方がいる家庭で、行政などの支援が必要でありながら相談に来られない、障がい特性のため相談ができない場合など、支援者が把握できない深刻なケースも少なくないことから、相談支援業務を委託している市内の相談支援事業者や関係施設、関係機関等との連携を強化し、支援側が直接出向いて支援に取り組むアウトリーチ型の相談支援を促進し、支援の必要な障がい者の早期発見・早期支援に努めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

答弁ありがとうございました。いつもより一層進めていただきたいなというふうに思いま

す。

平成27年より、第6期八街市高齢者福祉計画並びに第4期障害福祉計画がスタートいたしました。福祉事業はこの計画をもとに推進されているわけで、八街市の方向性とも言えるこの計画でございます。福祉の充実のため、福祉施策を総合的、計画的に推進していくために、非常に重要な計画、根幹であると言われております。

そこで、要旨(2)の高齢者福祉計画、障害者福祉計画に書かれている課題解決のために、どのように計画的に進めていくのか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在の第6期高齢者福祉計画策定時のアンケートから、大きな課題としては、「寝たきり、要介護の高齢者に対する支援」、「特別養護老人ホームなどの施設の充実」、「ホームヘルパーなどの在宅サービスの充実」などが大きな課題と認識しております。

「寝たきり、要介護の高齢者に対する支援」については、第6期計画の中で、できるだけ居宅で自立した生活が営めるように、要介護者の様態や希望に応じてサービス拠点への「通い」を中心に、随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを受けることができる小規模多機能型居宅介護サービス事業所の新設を計画し、平成29年度初旬の開設をめどに準備を進めているところでございます。

さらに、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に連携しながら行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所の開設も同時に進め、「ホームヘルパーなどの在宅サービスの充実」のご要望の対処に努めているところでございます。

「特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」については、平成28年7月1日現在、特別養護老人ホームの入所待機者数が95人であることを考慮し、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で、特別養護老人ホームの新設や既存施設の増床等も視野に入れ、検討してまいりたいと考えております。

このように、現在挙げられている課題について、1つ1つ対処し、安心して介護サービスをご利用いただけるよう計画的に進めてまいりたいと考えております。

障害福祉計画につきましては、将来目標である「手をたずさえてともに歩む福祉のまち」を目指し、福祉・保健・医療・教育・環境整備など、広い分野における障害者福祉施策に取り組んでいるところであり、各施策体系ごとに現状と課題について記載し、課題解決に向け施策内容を具体的に掲げ、市全体で施策内容を計画的に推進しているところでございます。

また、障害者基本計画の策定の中で実施した障がい者等を対象としたアンケート調査では、「医療費の負担が大きい」、「災害時に一人で避難ができない」、「障がい者への差別や偏見」、「経済的な援助の充実」、「暮らしやすい街づくり」などが、多くの方から求められております。

障害者福祉法によるサービスや在宅サービスの充実、重度医療費助成事業の現物給付化や災害時要援護者名簿の作成、障がいのある人への理解を深める啓発事業などを進め、障が

いのある人の不安や負担を少しでも軽減できるよう、障害者基本計画をもとに施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ご答弁ありがとうございます。

高齢者福祉に関しては、具体的な計画を示されたというふうに思います。大変よく理解できたわけではございますが、障害者福祉計画に対する問題提起はされておりましたが、その問題に対して具体的な説明や計画が、どのようにその問題に対して解決をしたりとか、計画をしていくのか、対策をしていくのか、あればお伺いしたいと思います。

○市民部長（山本雅章君）

障害福祉サービスの充実ですけれども、これにつきましては、先ほどの市長答弁の中で、障害福祉計画でご紹介させていただいたところですが、この障害福祉計画の中で、地域生活への移行あるいは就労支援、そういった問題・課題に関しまして、数値目標を掲げて推進をしているところでございます。

具体的に申しますと、障害福祉計画に基づき、グループホームや就労支援、それから生活介護などの利用者の増加が見込まれる福祉サービスにつきましては、その増加に対応できるよう事業所の新設あるいは増設、これらを計画的に促進をしているところでございます。

具体例で申しますと、平成26年度では、生活介護及び就労系の2事業所が新設されております。本市の市内ということです。それから、平成27年度におきましては、児童、就労系、それからグループホームの3事業所の新設がなされております。

このように、市内の事業所の充実が図られてきておるところでございます。

○山口孝弘君

ぜひとも、さらに一步でも前に進めるために、その計画をもとにしっかりと前に進んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次にまいります。

厚生労働省が発表した需給推計によると、2025年度年には介護職員が約253万人必要になるというふうにされております。それに対し、供給の見込みは約215万人。およそ38万人の介護職員が全国で不足するというふうに見込まれております。

2025年と言えば、今の団塊の世代が75歳以上になる年でありまして、要介護者も確実に増加するというふうには推測されています。

介護保険制度が施行された2000年以降、介護職員の数は年々増加してきました。当初は55万人しかいなかった介護従事者は、2013年には171万人、およそ3倍にまで増えましたが、しかし、それでも人手不足は解消されておられません。これは深刻な問題であります。労働に見合わない低賃金、人間関係でもめる職場環境などを理由に、介護職をやめてしまうという人も多くいるというふうには伺っております。現実問題、八街市の福祉施設でも介護職員不足による影響で、受け入れたくても受け入れを制限せざるを得ない施設も多くあるというふうには聞いております。また、教育現場でも大学や専門学校で、福祉専攻に関して

定員数を確保できない学校が多くあり、介護職員の人材不足に拍車をかけているわけだと思います。

このようなことから、国では2015年度の予算で90億円を割き、人材確保のための施策を実施するというふうにしております。介護現場への参入を促すために、未経験者向けの新たな研修を実施し、一旦職場を離れた介護福祉士の届け出制度を都道府県ごとに設置し、求人の紹介や再就職のための研修を行う。育児休業制度の充実や、事業所内保育施設の運営支援などの対策も行うとしております。また、このほか、職員の人材育成に取り組む事業所に対し、介護報酬の加算や助成金の支給を行うほか、職員の負担を軽減するため介護ロボットの導入なども進めるとしてしております。

そこで、要旨(3)の、どの介護施設も職員不足で悩まされております。八街市として、この介護職員確保のための考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、国で議論されている中で、介護人材確保の取り組みとして、4つの視点が挙げられており、1点目は、介護業界のイメージアップの推進、介護職員の専門性に対する社会的知名度のアップなどの「参入の促進」、2点目は、研修の受講支援や法人の枠を超えた人事交流の推進などの「キャリアパスの確立」、3点目は、介護ロボット導入などの「職場環境の整備・改善」、最後に、介護職員のさらなる処遇改善を図るとともに、事業者による取り組みの促進策を検討するなどの「処遇改善」が挙げられているところでございます。

この視点に対し、国・県・市・事業者の主な役割が示され、市の役割として、事業者の介護人材確保に向けた取り組みの支援、生活支援の担い手を増やしていくための取り組みが考えられているところですが、まず、市といたしまして、介護保険事業所、NPOやボランティアなどの社会資源の把握に努め、今後の国・県の動向を注視しつつ、介護従事者の確保を進めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

答弁ありがとうございました。今回の補正予算でも、介護ロボットの導入とかそういった補正が組まれていたのではないかとというふうに思いますが、今回、この八街市でもその導入がされるということで、よろしいでしょうか。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

ただいま市長の方からの答弁にもありましたように、人材確保の取り組みの国の指定ということで、1つ、介護ロボットの導入による職場環境の整備改善ということが挙げられております。

これに従いまして、今回の議会で補正予算を提案してございますけれども、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金、これを活用しました看護ロボット等の導入支援事業というものを予定してございます。これにつきましては、圧縮空気によります人工筋肉を採用した装着型の介護用のマッスルスーツ、これを移乗介助機器として導入をする予定でおります。

また、利用者のベッド上におけます動きの変化をベッド内装型センサーで検知解析することによって、必要に応じてナースコールを発信することができる見守り支援ベッドシステム、この2点を導入する予定でございます。

○山口孝弘君

ありがとうございます。介護現場にもそういったロボットやそういう機器が導入されるということで、ありがたいなというふうに思っております。

議長に許可をいただきまして、1枚、資料を配付させていただきました。

注目すべき点としては、3点ございます。1点目に、平成30年からは介護人材確保対策が市町村事業となること。2点目に、そのために千葉県では千葉県地域医療介護総合確保基金を積み上げ、積極的な活用を市町村にお願いしているところ。3点目に、介護人材確保対策について、効果が期待される参入促進のための研修支援事業について、特に介護初任者研修については、特別養護老人ホーム等の事業者では県の補助金申請は認められず、市の事業のみでしか認められておりません。

こういった介護人材確保対策事業に積極的に県が動き始めていることに対し、八街市として、具体的にこの介護人材確保対策をどのように進めていくのか、お伺いをしたいと思います。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

介護人材の確保対策ということでございますけれども、山口議員がおっしゃいますとおり、地域医療介護総合確保基金を活用いたしました積極的な取り組みというものが、県の方から求められているところでございます。

こうした中、本年度、特定非営利活動法人、千葉地域密着型協議会の方から、福祉介護認定キャリアパス支援事業の提案を受けております。これにつきましては、認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスに携わっております介護職員及び管理者、中堅職員が地域包括ケアの推進に向けて身につけておくべき地域との関わりの視点、地域を巻き込んだケアマネジメントチーム圏、これらのスキームを実践的に学ぶ講座を、本市を会場として実施をしたいということで、これについて今検討をしているところでございます。

来年度以降につきましても、山口議員の方からご意見のございました参入促進のための研修支援事業をはじめとした県の介護人材確保対策事業、これらの多様なメニューへの取り組みにつきまして、検討してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ありがとうございます。ぜひとも、今は、平成30年には、これらは本当に全て市町村事業になってしまうということを念頭に置いていただきたいというふうに思います。

やはり、福祉施設から介護人材がいなくなるということは、八街市全体の福祉の低下につながるということになります。どんなに八街市が福祉事業を推進しましよといっても、現場で働く福祉の人材が不足し、いい人材がなかなか入ってこないというような環境では、八

街市として大きなマイナスになると思いますので、ぜひとも積極的に推進し、取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で、山口孝弘議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前10時56分）

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

それでは、改革クラブの桜田秀雄でございます。9月議会に入りまして、あっという間に1年間が過ぎてしまいました。残りの任期もあと3年となってしまったわけでございます。この9年間、慣例主義や前例主義から脱却をし、法律とルールに基づいた「議会と市政運営の近代化」を最大の目標に掲げてさまざまな課題に取り組んでまいりましたが、残された任期の中でどこまで目的を達成できるのかが問われております。八街改革の実現に向け、改めて皆様方のご理解とご協力をお願いしたい、このように思います。

私の提言で始まりました議会改革、とりわけ、議会運営の分野では、議員の発言席の新設、あるいは質問時間をお一人50分など、提案いたしました11項目中、6項目の分野で改革が実現、または方向性が定まっております。大きな成果を上げることができました。

しかし、議会運営の中心的な役割を担う議会運営委員会において、委員会規程など議会制民主主義の手続や少数意見がないがしろにされるなど、問題はまだ山積をしております。

また、東京都知事になりました小池元環境大臣の発案で始まりましたクールビズ、期間限定ではございますけれども、今や常識となっておりますが、私が議員になった9年前は、ノーネクタイで議会の会議に出席したことで、委員長から、「神聖な議会の会議になにごとだ」ということで、厳しいご指導をいただきました。今では、ポロシャツで会議に出席する議員もいるなど、議会の秩序は乱れ、田舎議会丸出しの現状も見てとれます。注意できる先輩議員もおらず、改革改善どころか一部後退している部分さえあり、誠に残念と言わざるを得ません。

今回の市政に対する質問は、市政改革に的を絞った質問でございますが、市長の決断次第で大きく前進をする課題ばかりでございます。市政の近代化を図るために決断、実効性のある答弁をご期待し、質問をいたします。

まず、質問事項1、農業委員会制度改革についてでありますけれども、会長の出席を求めましたが、議会出席者名簿にお名前がございません。市政にご関心がおありでないようで誠

に残念でなりません。この件につきましては、議案としても提案されておりますので、議案審議の中で問いただしてまいりたいと、このように考えております。

次に、質問事項2、八街改革、行政運営の見直しについて、お伺いをいたします。

①市表彰規定・表彰の基準から、市長、市議会議員の削除を求めます。

②市長は市長交際費の支出について、相手方から案内状を受けていることを根拠にしています。国会議員は国政行事に、県議員は県政行事に出席すべきで、市の催事に出席する理由はないものと思われまます。特定政党の議員に対する案内状の発送の中止を求めるが、いかがか。

③市長と県議員が市長公用車で民間イベントへの参加は公務として認めがたい。地域のことは地域住民に任せ、住民との意思の疎通が必要とお考えであれば、各区ごとの対話集会の実施を求めます。

④市長が、県議員とペアで小学校の運動会に途中出席し、競技途中の挨拶は教育的配慮に欠け、職権の乱用であり、開会式に出席しないのあれば中止を求めるものです。

⑤八街駅北側公園の噴水について、可動計画がないのであればイベント用のステージに改修できないか、お伺いをいたします。

⑥消防出初め式後、指導的立場の幹部消防官が、公務中に税金での飲み食いは反社会的であり、市民への背信行為、懇親会の即時停止を求めます。

⑦市長主催の議会との懇親会は、なれあい議会の象徴だと私は考えております。参加議員から、「割り切っているから問題ない」との声もありますけれども、そうであるならば税金での飲み食いの善悪の判断はできるはずであります。懇親会の廃止を求めるが、いかがかお伺いいたします。

⑧議会で、「周辺市町村の動向を参考に」との答弁は、組織の主体性の欠落の象徴であり、「何をやっても八街は周りの市町村から10年遅れる」と言われる大きな要因であろうと思います。答弁用語として禁句とすべきと思うが、いかがかお伺いをいたします。

⑨行政によるやらせ議会質問、討論の代筆はないか、委員長報告は委員長が作成することになっております。作成に対する介入の禁止を求めます。

⑩社会福祉協議会で販売した市キャラクター入りのTシャツは、政治活動あるいは選挙活動に着用可能か。私は規制の全廃を求めるものです。

⑪自衛官募集事務の事務手数料、新陸上自衛隊のエンブレム、募集責任についてお伺いをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項2、八街改革について答弁いたします。

(1) ①ですが、市から表彰すべき者の基準につきましては、「八街市表彰規程」により、市政の発展及び福祉の増進等に寄与した者、または市民の模範となる行為をした者に対して表彰することとなっております。

ご質問の、市長、市議会議員につきましては、その職にあること12年以上の者に対して

表彰することとなっておりますが、在職中には表彰の対象とはなりません。市長や市議会議員の皆様は、市民の代表として選ばれ、在職中に八街市発展のために大変なご尽力をいただいたわけですので、市議会議員等をおやめになりました後に、八街市としてその功績を讃え、感謝の意を込めて表彰することは、社会儀礼上において当然のことであると考えております。

また、国・県においても叙勲、功労賞の対象となるものであることから、市表彰規程から削除するつもりはございません。

次に②ですが、交際費は、八街市を代表して外部と交渉等をする場合や行政執行上において必要となる経費でございます。その支出にあたっては、交際費支出基準内規や公職関係者弔慰金等贈呈要綱等に基づいて、適切に支出しているところでございます。

国会議員、県議会議員は、国政、県政各行事に出席すべきで、市催事に出席する理由はないのご指摘でございますが、一般論として、国会議員、県議会議員については八街市を選挙区とした地元選出の議員であり、日頃から八街市政に対してさまざまなご支援、ご協力をいただき、八街市との関係が深いことから、各行事主催団体が案内状によりご招待しているものと理解しております。

なお、案内の中止ということにつきましては、各行事主催団体の判断であり、またその招待に応じるかどうかにつきましても、国会議員、県議会議員が判断すべきものであると考えております。

次に③ですが、市長公用車の使用にあたっては、全て市長公務に関連して必要との判断のもとに使用しているものであり、私的用途に使用することはございません。また、幾度か市長車に県議員が同乗して催事等に出席した事実はございますが、あくまで市長公務を遂行する上で、県議員が同一の場所、時刻に参加することから、その公用車に県議員が同乗したというだけのことでございますので、公用車運用の範囲内であり、全く問題はと考えております。

なお、地域のことは地域住民に任せるべきとのご意見でございますが、私も全く同意見で、そのとおりであると思っております。地域のことは地域の住民の皆様が主体的に判断されるべきものでございます。したがって、地域の行事に私や県議員を招待するか否かは地域の皆様が主体的に判断すべきことであり、私は、もしご招待をいただいた場合は、その他公務に支障のない範囲内で参加させていただき、地域の皆様と交流を図ってまいりたいと考えております。

次に④ですが、運動会に限らず、催事等に市長や県議員が来賓として招待された場合には、来賓の代表として市長及び県議員が挨拶するケースが一般的でございます。このことから、実際に私と県議員が催事等の開会式に出られず途中から参加する場合には、どの時刻に伺うか一定の調整もしているところでもございます。

さて、市内小学校の運動会は、同一の日を実施する学校があるため、全ての開会式に出席できるわけではございませんので、多くの場合は、運動会の途中で伺うこととなります。私

や県会議員は、あくまでも来賓で学校の招待に応じて伺っているものであり、学校側の判断で、競技に支障の出ないよう、区切りのよいところで挨拶をさせていただいているものでございます。職権の乱用とのことですが、学校側の招待に応じて運動会に出席し、依頼に応じて来賓として挨拶する行為に、市長としての職務権限を行使する余地はございません。したがって、職権の乱用との批判は当たらないものと考えております。

次に⑤ですが、森のいずみ公園に設置してあります噴水につきましては、東日本大震災後、節電要請により稼働を停止しておりました。

なお、平成26年夏に一時稼働したことがありますが、この際にいたずらにより壊されたことや、平成26年秋以降は、 Deng 熱対応やその後のジカ熱対応で現在も稼働は停止しております。今後の稼働については、慎重に検討してまいりたいと考えております。

ご質問のステージへの改修につきましては、多くの経費を要することが予想されることから、現在のところ考えておりません。

次に⑥ですが、6月定例会にも答弁したとおり、八街市消防団出初め式後の懇親会は、経費をかけずに簡素に実施しているところでございまして、消防関係者との災害時の連携など、消防団活動におけます意見交換の場として、大変有意義な機会であると認識しております。

また、アルコール類の提供につきましては、消防団本部の意向を確認しながら、その是非につきましては、検討してまいりたいと考えております。

次に⑦ですが、市長主催の議会との懇親会は、3月及び9月の議会終了後の懇親会のことと存じます。確かに3月及び9月の定例会終了後におきまして、議員の皆様と執行部において有志による懇親会が開催されていますが、私は招待に応じて出席しており、私が主催しているものではございません。

一般論として、議会は執行部の監視役として、その関係性において、一定の緊張感をもっているべきであるものと考えておりますが、一方で、八街市の発展と住民福祉の向上のため、議会と執行部は車の両輪として譬えられるがごとく、相互に協力していく必要もあると考えております。議員の皆様は議会中においては厳しく執行部を追求しつつも、議会が終了すれば、議会期間中の努力に対して、敬意をもって互いに労をねぎらうことは、なれあいとの批判は当たらないものと考えております。

なお、ご質問の要旨だけを見ると、議会との懇親会に税金での飲み食いとの文言を一連の文章として記載していることから、市民の皆様に対して、この懇親会が税金で賄われているような誤った印象を与えかねない懸念があります。もちろん、この懇親会は参加者おのおのの会費により賄われており、市の予算は一切使用しておりませんので、念のため申し添えます。

次に⑧ですが、各担当部署において、事業の計画や実施をするために、県や近隣市町村との情報交換や意見交換を行うことは、メリット、デメリットを把握する上からも、大変重要なことと考えております。このことから、今後も、周辺市町村の動向等を見ながら、本市に見合った事業展開を行ってまいりたいと考えております。

なお、私は常々、八街市の発展は周辺地域を含めた発展により実現できるものと考えており、そのために、周辺自治体との協調、連携は重要なものと考えてまいりました。今後におきましても、本市発展のため、周辺自治体と連携しながら行政運営を図ってまいりたいと考えております。

次に⑨ですが、議会における質問や討論は、市民の代表である議員の皆様が、市民の声を市政に反映するための重要な役割であると思われまます。このことから、行政による質問や報告書等の作成に対する介入はございません。

次に⑩ですが、八街市イメージキャラクター「ピーちゃん・ナツちゃん」のデザインの使用につきましては、「八街市イメージキャラクター、ピーちゃん・ナツちゃんのデザイン等の使用に関する要綱」に規定しているところでございます。

この要綱第5条において、使用の制限を規定し、同条第2号において、「政治的又は宗教的な目的を有するもの」への使用については、その使用を承認しないこととしています。これは、市のイメージキャラクターである「ピーちゃん・ナツちゃん」は、本市のPR等に活用される公有財産であることから、中立性が求められます。このようなことから、特定のものを公認している、もしくは推薦しているとの誤解を招くような政治的または宗教的な目的への使用を制限しているところでございます。

市社会福祉協議会において販売している市キャラクター入りポロシャツにつきましては、その売上金が市社会福祉協議会の事業費に使用されるものであり、市のPRと社会貢献活動を目的として作成されています。このように、市キャラクター入りポロシャツ自体は、政治等を目的として作成されたものではなく、これを選挙活動時に着用することにつきましては、「八街市イメージキャラクター、ピーちゃん・ナツちゃんのデザイン等の使用に関する要綱」の規定に抵触するものではないと考えております。

次に⑪ですが、自衛官募集事務の内容につきましては、自衛隊法施行令第114条から第120条でそれぞれ定められており、地方自治法第2条及び地方自治法施行令第1条並びに自衛隊法施行令第162条により、「第1号法定受託事務」と定め、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を市町村が行うこととなっております。

募集事務に要する経費は、自衛隊法により国庫の負担となっており、本市でも自衛官募集事務費委託金として予算計上しております。

次に、陸上自衛隊エンブレムにつきましては、陸上自衛隊は、近年、国際平和協力活動はもとより、能力構築支援、防衛協力、防衛交流等に積極的に取り組んでいますが、海外における活動に際しましては、国際儀礼上、自国軍のエンブレム入りメダル等を交換することが慣例になっていると伺っております。

陸上自衛隊では、これまで組織を象徴するエンブレムを作成していなかったことから、他国の軍人等に日本及び陸上自衛隊の歴史・伝統・文化を感じていただくとともに、国内外で活動している隊員等に、日本の平和と独立を守るという強固な意志等を再認識させることを目的に、陸上自衛隊の公式エンブレムを作成し、国内外でメダル等を交換するときに使用す

るとされております。

また、自衛隊の主な任務は、自衛隊法において、「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる」ことと定められております。このほかにも、阪神・淡路大震災をはじめ東日本大震災や熊本地震では、人命救助や生活支援等、復興支援に携わっております。

こうした平和と独立を守ることや、国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担うこととなる人材を確保するためには、地域の情報を的確に把握でき、かつ多くの窓口を持つ都道府県や市町村が担う必要があると考えております。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

質問事項1、農業委員会について、（1）①の桜田議員からの答弁要求者は、農業委員会会長となっておりますが、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、会長から私が委任を受けておりますので、答弁いたします。

農業委員会等に関する法案が、国において昨年8月28日に可決・成立し、9月4日に公布され、本年4月1日施行されました。

これにつきましては、3月31日以降に任期満了となる全国の農業委員会から、農業委員会等に関する法律、同施行令、同施行規則及び国の指針に基づき実施をしているところです。

この法律の主な改正点は、農業委員会の主たる使命を果たせるよう、1点目として、農業委員会事務の重点化、2点目として、農業委員の選出方法の変更、3点目として、農地利用最適化推進委員の新設、4点目として、都道府県農業会議及び全国農業会議所の農業委員会のサポート組織としての機能強化をすることとなっております。

特に、2点目の農業委員会委員選出方法の変更につきましては、現行の選挙制と選任制の併用から、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制となります。

また、3点目の農業委員とは別に農地利用最適化推進委員を置かなければならないことから、4月以降、農業委員役員会及び農業委員会総会後の協議会で、農業委員会制度改正の説明及び今後の農業委員会の対応について協議を複数回行い、合議体であります農業委員会の合意形成を諮り、今回条例案を提案することとなりました。

今後は、農業委員会法第6条に規定されている所掌事務、必須事務であります農地法等によるその権限に属させられた事項、農地等の利用の最適化の推進、任意事務であります、法人化その他農業経営の合理化など、さらには、農業委員と農地利用最適化推進委員の事務分担及び連携や遊休農地の発生防止・解消を進めるため、関係課や農地中間管理機構との適切な連携ができるよう、研究・検討を進めてまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

それでは、まず市の表彰制度についてお伺いをいたします。

その制度については、平成25年ですか、職員表彰を分離すると、こういう方向で一定の改革をなされました。しかしながら、積み残された改革として、表彰制度そのものの中身、

これも見直していく必要があるだろうと、私は考えております。

民間企業でいいますと、いわゆる経営者が、会社の業績向上を図るためにあるいは社員に対する提案制度など、さまざまな制度を活用して、従業員の企業貢献に向けるための制度です。

地方自治体においては、トップである市長がさまざまな分野で、先ほど市長答弁がありましたように、協力をいただいた人々やスポーツや文化などの分野で、特別な功績があった人、こういう人々に感謝をして、より一層市政の高揚と発展を目指す、こういう制度であろうと、私は考えております。

会社の社長は、自ら被表彰をしたくなるような制度を作る人がどこにいらっしゃるのでしょうか。自治体も同じであります。それを決めるのはまた議会の議員でありますけれども、昨年の表彰制度、ここにありますが、昨年の表彰制度には市長は省かれております。これは当然そうであるべきだろうと、私は思います。

制度の創設を考える市長、そして、決める議会の議員、私どもは適正な対価を得て、仕事としてやっているわけであって、やはり表彰制度の対象者からは、私は省くべきではないか、このように考えております。

私も今は3期目ですから、この3期を全ういたしますと、対象になるのかと思いますけれども、前の議会でも申し上げましたように、あらかじめご辞退を申し上げますと、このことを申し上げております。表彰、それから表彰対象者から市長、職員の削除を求める。ぜひとも、このような方向を打ち出していただければありがたいと思うんですが、市長の態度が固いようでございます。

次に、八街市の制度は漠然とした内容になっている。私はこのように思うんですね。例えば、八街市の表彰基準、これは8項目ございます。一部、先ほど市長の答弁で述べられました。佐倉市は12項目あるのです。このうち4項目については、いわゆる環境や防災あるいは街づくりなど、昨日も市民等の協働の話が出ておりましたけれども、市民との協働を見据えた内容、表彰基準になっております。

先日、直前まで子どもの見守り活動をしておりました元八街副市長、実住小学校の見守り隊の一員として参加をされておりましたけれども、亡くなりました。市の表彰制度とは、こうした縁の下で街づくりを支えている人々に光を当てるべきが本来の姿であろうと、私は思うんです。

制度改正に向けては、どのようなお考えがあるか、お伺いをいたします。

○総務部長（武井義行君）

この表彰につきましては、佐倉市と若干項目の上で違っているというご指摘でございますけれども、八街市はその8項目におきまして、それらの、今お話のありました環境の関係、防災の関係、これも含めてカバーできるものだと考えております。

今後、そういった項目の見直し等が必要であれば、その辺は検討しなければならないということは事実ですけれども、ただ、現状において、その辺はカバーできるというふうに考え

ております。

○桜田秀雄君

もっと具体的に列挙をして、市民の皆さんがこの表彰規程を見ただけで、こういう人が対象になるのかと、こういうことを明確にしていくのも、1つの行政の手法であろうと思うんですが、ぜひその辺の再検討を願えればありがたいと、このように思います。

ちょっと順序が飛びますけれども、③についてお伺いをいたします。

前市長は、私の議会質問に対して、私は年4日しか休んでいない、このように胸を張られましたけれども、北村市長も大変忙しそうに見えますけれども、北村市長はどのような勤務体系ですか。

○秘書広報課長（鈴木正義君）

それでは、私の方から回答させていただきます。

市長につきましては、基本的に休みはございません。ただし、もちろん公務優先ではございますが、市長においてもプライベートがございますので、必要に応じてその中から休みをとっていただくということでございまして、具体的に例えば月1回、2回休みをとるとか、そういう形での勤務形態にはなっております。

以上です。

○桜田秀雄君

私は誰でも同じだと思うんですけども、多くの休養をとらないと、逆に市政を進め続けるは難しいのかと思うんですが、先般の議会で総務部長の方から、土・日・祭日の公用車運航日数、これは105日との答弁がありました。そして、これは全て公務であると、このように答弁がなされておりますけれども、公務中の飲酒、これについてはどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

公務中の飲酒ということでしょうか。これは、当然相手方からいろいろな催事にご案内をいただいた中で、場合よりましてはそういったものが提供される場合もございます。ただ、これはあくまで相手方に失礼にあたらぬ範囲で、市長はそういった飲酒も多少はあるかと思えますけれども、やはり、休日等の催事に出席したということで、一応公務ということではございますので、私も過去に秘書課長をしておったときに随行も大分させていただきましたけれども、乾杯でありましてほとんど多少口をつける程度ということで、相手の好意に對しまして失礼にあたらぬ程度なのかなと、私は感じております。

○桜田秀雄君

一応、公務を名乗るものであれば、これは私は当然一般論として、アルコールの摂取はやってはいけないだろうと、このように思うんですが、その辺ぜひ、挨拶での乾杯、これは社会通念上やむを得ないこともあるのかなと思うんですけども、やはり、飲酒については今社会的に問題にもなっておりますので、きちんとけじめをつけていただきたいと、このように思います。

以前、市長に対して、市民との対話集会、これを提言した経緯がございます。これは台東区コミュニティセンターにおきまして、ある国会議員の方が国政報告会を行いました。いわゆるエネルギー問題についてやったわけでございますけれども、参加者は12、3名でしたけれども、私も参加をさせていただきました。私と立ち位置は違いますけれども、これは素晴らしい方だなと、正直感心をいたしました。

例えば、以前、市が行いました地区別懇談会、ここで集まった住民が12名、そして市の職員が15名、こういうこともございまして、実に有意義な集会であったと私は思っているのですけれども、私たち議員は、例えばその国会議員のように、各地域でそうした対話集会、こういうことをやるとなると、これは私一人では対応せざるを得ません。やはり市長に、こういった地域の祭りなどに、公用車で駆け付けて、カラオケを一曲歌って、役員クラスの皆さんにどうも愛きょうを振りまいて、ただ帰るのではなくて、もしそうした市民とのきずな、あるいはこうしたつながりが大事だと、こういうのであれば、ぜひとも住民との対話集会を積極的に考えていきたい、このように申しておりますけれども、いまだかつて一回もやられておりません。ぜひ、その辺について市長のご見解を求めたいと思います。

○市長（北村新司君）

今、地域との対話ということですが、私はいろいろな意味でも各種団体、あるいは地域の区の総会、あるいは地域のいろいろな文化団体、必ず出席しております。その中で、いろんなご意見をいつも頂戴しております。皆さんもそれぞれ八街市をどうしましょうか、どうしたらいいかと。特に、八街商工会議所の青年部等との会議、あるいは先般、地域クラウド交流会友等々があったのですけれども、若い人が、八街市を何とかしたい、こうしたいということで、活性化のすごい提案を私にいただきました。素晴らしい提案でございまして、必ずや、きっと将来の八街市の大きな活力ある街づくりの原点になるものと、私は今確信しております。

そうした意味で、そうした意味のいろんな団体、体育協会あるいは文化連盟、必ず出席して、各役員のご意見等々を拝聴しております。その中で、必ずいつも八街市に対するご提言をいただいております。

私としても、大変ありがたいというふうに思っておりますし、今後、そうした要請においては、必ず出席して皆様の意見を丁重に拝聴してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

そうした内容の深い会議には積極的に参加をして、先ほど秘書課長から話がありましたけれども、市長に休みはないと、このような答弁でしたけれども、その辺はうまく調整をしながらやっていただくのが一番いいのではないかと私は思いますので、あまり職員を動員しないで、市長が動けば秘書課長が動かざるを得ないのです。そうでしょう。運転手も動かざるを得ないのです。それは全部市民の税金なんですね。この辺もちょっとわきまえていただいでやっていただきたいと、そのことをお願いいたします。

④ですが、先ほど職権の乱用には当たらないと、このような強いご答弁がございました。

私も、周辺市町村の実態を調べてみました。この中で、競技途中での市長の挨拶、こういう非常識な市長さん、これはあんまり見受けられない、このように思われました。

各市町村とも人口規模やあるいは学校数、違いがそれぞれありますので、創意工夫を凝らしながらやられている。例えば教育長が在籍をしておりました佐倉市、ここでは小学校だけで24校ありまして、市長に就任直後に教育委員会と協議をいたしまして、任期4年間、この中で開会式、閉会式、これに参加する形で、この4年間で全ての学校を回ると、このようなことをやられております。これはすばらしい考えではないかと私は思うんですが、教育長、これは間違いございませんか。

○教育長（加曾利佳信君）

私が佐倉市におったときは、そのように認識しておりますが、現在はちょっと把握しておりません。

○桜田秀雄君

学校上の上司というのは、教育長にあたるのですかね。教育委員会がありますけれども、しかし、制度改正で、市長も教育現場についてはある程度の力をおもちでございますし、また学校の予算、教育予算、これも握られております。

こうした中で、市長と県会議員が来校されましたら、競技途中とはいえ挨拶を設けざるを得ないというような、これは宮仕えでございますから、当然だろうと私は思うんです。それらは職権の乱用にはあたらないと言っておりますけれども、いわゆる間接的には職権の強要であろうと、私はそのように思うんですね。やはり上に立つ人に配慮する。これが人間として、あるいは職員として、当然あるべき姿だろうと思うんですけれども、今後も配慮するお考えはございませんか。

○教育次長（村山のり子君）

それでは、教育委員会の立場から申し上げさせていただきます。

先ほど市長答弁にもありましたように、学校の運動会というものは、各学校長が市長や県議会議員を来賓として招待しているものでございます。来賓の挨拶と申しますのは、学校長が競技に影響のないようタイミングをよく考慮しながら行われていると認識しております。

以上です。

○桜田秀雄君

ちょっと時間ありませんので次に進めます。

次に⑥消防出初め式の関係でございますけれども、来年度予算化されていると思うんですが、来年度実施する予定でおるのですか。

○総務部長（武井義行君）

現在のところ実施する予定でございます。

○桜田秀雄君

制服に身をくるんだ幹部消防官ですよ。公務中ですよ。公務中に公金で酒を飲む。これは、私は許されるべきことではないと思うんですよ。他の市町村では、印旛管内でも、もう早い

自治体では10年前に、これはまずいぞというわけでやめております。最近でも続々とやめる自治体が増えております。多分今考えても3自治体か4自治体、もう既にやめている。このように思うんですけれども、予算を組んであるから実施する。これは、私は絶対認められないと思うんですね。どうしても市長が決断できないのであれば、直接出席者の皆さんにご理解をいただかざるを得ません。

そういうことになりますと、八街市の恥であり、市の信頼も大きく損なわれると同時に、市長の信頼も失墜をいたします。改めて中止を求めますが、ご答弁をお願いいたします。

○総務部長（武井義行君）

先ほど申し上げましたのは、懇親会は開催する予定だということで、先ほど市長答弁の中にも、アルコール類の提供につきましては、これは団本部もございますので、その辺と協議した中で決定していきたいなというふうに市長もご答弁しておりますので、アルコールの提供を今この段階で必ず行うというものではございません。ただ懇親会は実施したいと考え手おります。

○桜田秀雄君

懇親会については、御酒抜き懇親会もできますし、また弁当であれば、市であれば600円ぐらいですか、支払うことができますよね。その範囲でぜひやっていただく、そういう方向をお願いをしておきたいと思えます。

次に⑧なんですが、議会でこうした議論をしておりますと、先ほどありましたけれども、周辺自治体等の動向を見たいということで、さまざまな施策が取り組まれてまいりました。佐倉市が住民との協働、八街市もようやく今動き出そうとしておりますけれども、佐倉市が市民との協働を条例化したのは平成18年でございまして、今、八街が平成28年度ですから10年遅れてきたと、このように思うんですね。

また、市長が主催をいたします審議会、委員会、これがございましてけれども、公的な部分を除いて議会の議員は辞退をしよう、こういう方向性ができまして、周辺自治体では、四街道市がまず最初に行いました。そして八街市が行ったのは平成23年だったと思うんですが、これもやっぱり四街道市から10年遅れている。こういう実態がございまして。

時代にあった、あるいは時代を先取りした政策を考えてこうしたことをしていかないと、これから生き残りをしていくのは難しくなると思うんですね。そういう意味では現場主義、いわゆる官僚主義、これに頼り過ぎることなく、積極的な街づくりに取り組むべきだと思うんですが、ちょっと時間がありませんから、答弁は要りません。

最後に、自衛隊の問題についてお伺いをいたします。

国からの募集のもので、各市町村が持つておる募集事務に係る計画の作成の実施、こういう文書が出ていると思うんですが、この(10)に、募集対象者情報の紙媒体による提出、これを求めると、こういう項目がありますけれども、いわゆる生年月日、氏名、性別、住所、この市民の基礎的な条件ですね。これが挙げられておるのですけれども、八街市は個人情報保護法がございまして。個人情報を請求しておりますので、たとえ国であろうとも第三者に知

らせることは条例に反するのではないかと、このように思うんですが、八街市はどのような取り組みをしているのか、お伺いをいたします。

○総務部長（武井義行君）

ただいまのお話の個人情報ということでございますけれども、これにつきましては、自衛隊法第97条第1項、それから自衛隊施行令第120号の1条の規定によりまして、自衛隊協力会本部の長が市町村の長に対し求めることができるというふうにされております。

市といたしましては、住民基本台帳のことですが、等もございますので、閲覧の請求、それから誓約書、これを提出していただきまして、住民基本台帳法、それから個人情報保護に関する法律及び八街市個人情報保護条例、これを遵守させて、個人の尊厳及びプライバシーを侵害しないように努めております。

以上です。

○桜田秀雄君

八街市個人情報保護法に抵触しないと、このようなお考えですか。

○総務部長（武井義行君）

そのように理解しております。

○桜田秀雄君

私の解釈では、閲覧はこれは自由でございますけれども、自衛隊の関係者が役所に来て閲覧をして、自分でとっていく。これは自由でございますけれども、市が提供するものには矛盾があると、私はこのように思うんですけれども、裁判の判決で、時間がありませんので、これで終わります。

○議長（加藤 弘君）

以上で桜田秀雄議員の個人質問を終了いたします。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は国民健康保険について、また子育て支援の充実、また道路整備について、3点お伺いするわけですが、今議会では、平成27年度の決算、これが提出されております。平成27年度は、本当に市民の皆さんの暮らしを守る、その市政運営ができたのかどうか、ここが大きな焦点となってくるかと思えます。今、市民の皆さん、消費税増税のもと、平成27年度は介護保険料の引き上げ、また今年度は国民健康保険税の引き上げと、大変な負担のもとでの市民生活となっております。

そこで、まず1点目に、国民健康保険について何うところであります。

1点目に、18歳未満の均等割の廃止をということでございます。

この国民健康保険の均等割というのは、収入あるなしにかかわらず、同額に保険税を負担する人頭税であります。収入のない子どもたち一人当たり年間2万3千円もの納付を課しているわけあります。子ども6人に一人は貧困家庭であると、こういう深刻な事態と、また加速する人口減少社会、この中で少子化対策や子育て支援策が求められているところでござい

ます。

しかし、八街市は、今年度国民健康保険税の引き上げで、この均等割も1千円アップいたしました。一層の負担強化があったというわけですね。安心して子どもを産み育てられる環境形成づくりの一環として、子どもの均等割の軽減、廃止を求めるものでございますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険事業は、保険税等の収入に応じて、保険給付費等の支出を抑制することができないため、支出に応じた収入を確保しなければなりません。また、受益者負担という観点から、必要となる費用を国民健康保険に加入する被保険者の応分の負担で賄うのが原則であります。

現在、国民健康保険税につきましては、応能負担部分と応益負担部分で課税しております。このうち応益負担部分については、低所得世帯は世帯全員の所得の申告が必要となりますが、その所得区分に応じて、7割・5割・2割の法定軽減措置を適用しております。

本市の国民健康保険財政は、保険給付費等の支出が年々増加している一方で、保険税調定額の減少等によって赤字決算が続いている現状において、市独自の政策で軽減や減免をすることは難しい状況でございます。

○丸山わき子君

この国民健康保険税の課税に関しては、応分の負担をという市長の答弁がございました。しかし、子どもたちに収入が全くないのに、応分の負担を子どもたちまで求めるというのは、どう見てもおかしい。赤字決算になっているから軽減はできないと答弁にございましたが、赤字決算を誘導したのは、八街市が一般会計から国民健康保険会計への繰り入れをストップさせた、そこに大きな原因になった。このことは以前にも私は議会で指摘してきたところあります。そういう赤字決算を市民になすり付けてしまう。この姿勢こそ私は質すべきではないかというふうに思います。

国民健康保険税の引き上げによって、年間所得200万円で40歳以上の夫婦、子ども二人の子育て世帯では、その二人の支出というのは17パーセント、国民健康保険税の負担率です。約2割を収入の中から払わなければならないと、これは本当に暮らしを圧迫しているものであります。7割、5割、2割の軽減があるといっても、その方々が既に滞納をせざるを得ないという実態がございます。

いまいちど確認させていただきたいのですが、18歳以下の子どもがいる世帯と人数はどのぐらいでしょうか。担当課はわかりますでしょうか。

○国保年金課長（和田文夫君）

お答えいたします。

国民健康保険加入世帯数、これは5月31日現在の数字でございますが、1万3千885世帯、うち18歳以下の子どもがいる世帯が1千649世帯で、同じく同時期の国民健康保

険加入被保険者数は2万4千749人ございまして、うち18歳以下の子どもの数は2千750人でございます。

○丸山わき子君

子育て支援という立場から、これは6千300万円もあれば、子どもたちからの均等割を廃止することができるじゃないでしょうか。私はそういう点で、本当に子育てしやすい街づくりを進めるためにも、この均等割はぜひ検討していただきたいと、このことを申し述べておきます。

次に、短期保険証明・資格証明書発行の中止についてであります。

平成27年度に滞納があった世帯は2千199世帯、このうち197世帯には資格証を発行しています。また、1千478世帯には短期保険証を発行しております。この間の調査でも、正規保険証では、1年間に一人当たり病院にかかったその回数というのは24回。ところが短期保険証では5回。受診抑制を招いていることは明らかであります。これは以前、この議会の中で答弁された数字でございます。

まさに、国民健康保険税を払えなくて短期保険証になっている、資格証明書になっている、こういう方々から健康を守るということまでも取り上げているのではないかというふうに思うわけですね。無慈悲な保険証の取り上げは、生活困窮あるいは健康破壊に追い打ちをかけていると言わざるを得ない。ぜひ、そういう意味では、資格証明書あるいは短期保険証の発行の中止を求めるものでありますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

保険税が滞納となっている原因は、世帯によってさまざまであるため、その状況により短期被保険者証や資格証明書を交付しているところですが、保険税の納付が滞った際、即時に資格証明書を交付するのではなく、納税相談通知の送付や、短期被保険者証の交付により、滞納者との接触の機会を設け、納付の意思や生活の状況を確認することで、分割納付等の相談など納税者個々の事情に応じたきめ細やかな対応が可能となり、納付につながっていくものと考えております。

なお、平成28年5月31日現在、国民健康保険加入世帯1万3千885世帯のうち、短期被保険者証の交付世帯は1千527世帯で、国民健康保険加入世帯全体の11.0パーセント、資格証明書の交付世帯は208世帯で、国保加入世帯全体の1.5パーセントとなっております。この短期被保険者証や資格証明書につきましては、国民健康保険法に規定されているところであり、保険税を滞りなく納付されている方との公平性の確保を図り、国民健康保険の健全財政を維持していくためにも、必要であると考えております。

○丸山わき子君

本当に、生活困窮者に高い国民健康保険税を課していて、公平性とは言えません。本当に、今、八街市の滞納世帯の9割は年間所得100万円以下の世帯なんですね。こういう世帯に対して、制裁措置などというのは、とんでもないと思うんです。

ましてや、資格証明書を発行している方々に対して、滞納対策として有効なのかどうか。担当課はこの辺をどんなふうに把握されておりますでしょうか。

○国保年金課長（和田文夫君）

資格証明書の交付につきましては、滞納者等の接触の機会を確保することにより、納付等に関する相談だけではなく、納税者の実情を把握して、状況によっては福祉制度の提案など、個々の事情に応じたよりきめ細やかな対応が可能となるもので、納付につながる場合もあると考えております。

○丸山わき子君

この間の滞納繰越分の収納率の状況、これはどのような状況だった。そのように丁寧な対応をしているならかなり解決しているのか、その辺についてお伺いいたします。

○国保年金課長（和田文夫君）

短期被保険者証及び資格証明書交付世帯に特定した収納状況等は把握しておりませんが、平成27年度の国民健康保険税収納率は、前年度と比較して、現年度分で1.62ポイント、滞納繰越分で0.11ポイント、それぞれ向上しておりますので、資格証明書交付世帯に対する納税相談による影響も、ある程度の効果はあったものと考えております。

○丸山わき子君

この滞納繰越分の収納率の状況というのは横ばいなんですね。どんなに一生懸命指導しても指導しきれない。それはなぜか。貧困のために国民健康保険税を納められないわけですよ。それで、結局は肩身の狭い思いを市民がせざるを得ないというのが、実態であります。

特に、資格証明書については、病院の窓口で市民に10割の負担をさせる、こういう制度なわけですね。お金がなくて国民健康保険税を滞納している世帯が、病院で100パーセントの支払いができるのかといたら、とんでもない、できないわけです。

皆保険制度でありながら、お金がないから、保険証がないから、受診できないということはあってはならないというふうに思うわけです。病は人や時を選ばない。人生に直接関わる医療は、社会保障制度の根幹をなすものであります。人権そのものであるというふうに思います。憲法第25条は、国民の暮らしを守る、健康を守るということをうたっています。必要な受診に行かない、行けないという、こういう条件を付けてはならないというふうに思います。

滞納世帯の暮らしの実態をよく確認して、資格証明書の発行世帯に対しては、地方自治体の判断とされる特別な事情を積極的に活用して、資格証明書の発行は直ちにやめるべきだろうとこのように思いますが、いかがでしょうか。市長、どうですか。

○市長（北村新司君）

資格証明書の交付を受けなくても、窓口における相談等により、医療機関を受診することが必要な方には、短期被保険者証を発行し対応しているところでございますので、滞納していない家族の公平性の確保、国民健康保険制度の維持のため、欠かせないものと考えております。

なお、資格証明書交付世帯の中で、高校生以下の子どもにつきましては短期被保険者証をしているところがございます。

○丸山わき子君

酒々井町は資格証明書の発行はゼロです。これは、先ほど言ったように、地方自治体の判断で幾らでもできることなんです。ぜひ八街市、その立場に立って、今後とも取り組んでいただきたい。

それから、高校生の短期保険証は3カ月です。ですから、これも高校生は短期保険証の発行ではなくて通常の保険証を発行すると、まずはそこから取り組んでいただきたい。このことを申し上げておきます。

○議長（加藤 弘君）

会議中ですが、昼食のため休憩します。

午後は1時10分から再開します。

(休憩 午後 0時02分)

(再開 午後 1時12分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

報告いたします。

NPO法人ドットジェイピーによる写真撮影を許可しましたので、ご了承ください。

以上で報告を終わります。

丸山わき子議員の個人質問を継続してください。

○丸山わき子君

それでは、午前中に続きまして安心の医療制度の（1）の③国民健康保険法第44条の一部負担金減免の実施について、伺うものであります。

お金がなくて病院に行けないという市民に対し、国民健康保険法第44条、一部負担金減免の活用が求められているところでもあります。平成23年度より、八街市は震災転入者に対する措置として5件が活用されておりますが、生活保護基準を目安とした減免基準がありながら、制度は利用されていない、活用されていないというのが実態であります。

その理由は何なのでしょう、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険制度につきましては、被保険者間の相互扶助の理念のもと、必要となる費用を被保険者の応分の負担で賄うというのが根本原則であり、一部負担金の制度も、乱診乱療の防止による保険財政の健全化や、医療を受ける被保険者と受けない被保険者との間の受益と負担の公平を図るという観点から設けられているものでございます。

国民健康保険法第44条では、特別な理由により保険医療機関等に、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の減免等を行うことができるとされて

おり、八街市国民健康保険一部負担金減免徴収猶予取扱要綱を定めております。

この医療費一部負担金の減免は、恒常的に所得の低い方を対象としているものではなく、あくまで災害や失業などの特別な理由により、一時的に収入が減少したときの例外的なものであり、実績としては災害による減免のみとなっております。

○丸山わき子君

10年前から、自治体が第44条減免を行った場合は、国が半額負担するというようになっております。これはぜひ積極的な活用を求めるものであります。

今、災害に遭った世帯が対象だということを言われておりますけれども、そうではなくて、これはある程度自治体の裁量で対応できるものであります。

積極的なところでは、ポスターをつくって、皆さんにこの制度があることもお知らせしている自治体がございます。やはり、市民の皆さんがいつでも安心して病院にかかれる、そういう体制を八街市もとるべきであります。

時間がないので次にまいります。あとは、後期高齢者医療制度についてであります。

厚生労働省は、来年度から高齢者に対する医療保険の軽減特別措置を開始するという方針を出しております。

八街市の75歳以上の後期高齢者医療保険の加入率の状況、加入者への影響はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

後期高齢者医療制度における低所得者に対する保険料軽減特例措置につきましては、国は平成29年度から段階的に縮小し、原則的に本則に戻すとしております。

現在、均等割については9割、8.5割、5割、2割の軽減を、所得割については5割の軽減を行っております。

本市の場合、平成28年5月31日現在で試算いたしますと、後期高齢者医療保険の被保険者は7千305人、軽減措置を受けている被保険者は4千913人で、全体の67.26パーセントになります。そのうち、9割と8.5割の均等割特例軽減対象者は2千790人で、軽減措置を受けている被保険者の56.79パーセントとなり、特例軽減措置が廃止された場合、一人当たり年7千200円の増額となります。

国は、急激な負担増となる者については、きめ細やかな激変緩和措置を講ずるとしておりますが、具体的な内容については示されておりませんので、今後も国の動向に注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

約6割がその軽減措置を受けていると。7千200円のアップとなると、かなりの負担になると。今、八街市の後期高齢者の滞納者は、年間所得100万円以下の方は約9割と、9割近く占めているわけですね。こういう方々に対して軽減措置廃止ということになれば、本当に生活が一層悪化することになるというようなことで、これは何としても国に対して、保

険料の負担計画を撤回させるように、市長はきちんと意見を言うべきではないかというふう
に思いますが、この辺、市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

このことにつきましては、先般、全国市長会の中でも、重要なことということで決議した
ところでございますけれども、保険料軽減措置の見直しにあたっては、被保険者の負担感に
十分配慮すること、また被保険者や現場に混乱を招かないよう十分な準備期間の設定や、速
やかな情報提供を行うとともに、システム整備に対する十分な財政装置を講ずること、とい
うことで決議しております。

特に、保険料軽減措置の見直しにあたっては、被保険者の負担感を十分に配慮するという
ことで重大決議、市長会の決議としておりますので、私どももそうして中で行動してまい
ります。

○丸山わき子君

高齢者の暮らしに関わる重大な問題であるという点で、引き続き、これは国に対して、何
としても、軽減特別措置をなくすなというその取り組みを強めていただきたい。このことを
申し上げておきます。

次に、子育て支援の充実について、お伺いするものであります。

1点目に、必要な就学援助制度の充実であります。

これは、以前も共産党議員団が取り上げてきた問題であります。就学援助制度の入学準備
金の支給についてであります。全ての子どもが等しく教育を受ける権利を有するとして学
校教育法の精神から、いわゆる貧困家庭の就学を保障する制度が就学援助制度であるとい
うふうに思うわけですが、しかし、実際に就学援助費を受けていても、入学準備のための立
替えをしなければならない。各家庭では、どのようにしてひねり出していくのか、大変苦悩
している。前もって手渡す制度への改善が必要であるというふうに思うわけでございます。

この間の答弁で、5月の審議会にかけるため、受け付けは新学期になってからという答弁
がありました。しかし、文部科学省は、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給で
きるように十分配慮するよう通知を出しております。こうした通知に答えて、入学準備の支
援をすべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

就学援助制度につきましては、平成24年4月1日に制定した八街市要保護及び準要保護
児童生徒に対する就学援助実施要綱に基づいて実施しております。

入学準備金の支給についてですが、本市は保護者の収入状況等の変動が多いことに加え、
児童生徒の急な転出入が多いこともあり、就学援助の認定を事前にするには難しいと考
えております。

新入学用品費につきましては、例年、認定後5月下旬から6月上旬に支払いをしております
が、今後とも速やかに支払いをするよう努めてまいりたいと思っております。

○丸山わき子君

今後とも速やかにというのは、3月の時点あるいは2月の時点で各家庭に支給できる体制をとるということでよろしいですか。

○教育次長（村山のり子君）

教育長の答弁に方に補足させていただきます。今後速やかにということで、3月までに支給することのようですけれども、まず、1年生の就学援助の申請期限を4月15日までとしております。その後に認定になることから、例年5月下旬から6月上旬に支給しているということでございます。

今後は、できるだけ5月中には支給できるように努めさせていただきたいと思っております。

○丸山わき子君

今本当に、学校に子どもを上げるために、困窮した世帯では大変な思いをしているわけなんです。昨日も、教育長は、学習指導要綱のもとに学校教育は進めていくのですというお話をなさいましたよね。教育を受け入れていくその1つとして、就学援助制度があろうかとすうかと思いますが、これは学校教育法で定められているわけです。子どもたちが不自由なく学校に入学できる、そういう体制をとるのは教育委員会の仕事ではないかというふうに思うんです。で、5月でいいんだという判断は、私はどうも理解できないです。

今、多くの自治体が4月前、入学準備金を渡せる体制を一生懸命とっています。例えば板橋区では、仮認定制度というのを作りまして、前年度に就学援助入学準備金を渡すという体制をとっています。あるいは栃木県の日光市では入学資金貸付制度というのをつくっています。そして実際にこれを導入することによって入学時の準備をすることができる。就学援助が認定されれば就学援助費から引くと、そういうやり方もあるわけです。やり方は幾らでもあるわけなんです。本当に子どもたちの立場に立って、家庭の立場に立って実施するかどうか、それは教育長の腹ひとつではないかというふうに思うんです。

教育長、本当に今は6人に一人、子どもたちの貧困が発生しているわけですよ。それを全く無視して、5月に支給します。早くて5月ですなんて、そんなことはあってはならないと、私はそのように思います。

積極的な取り組みを求めますが、再度答弁いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

それではお答えいたします。ただいま丸山議員さんのおっしゃっていたことで、なるべく早いというか、年度内に支給すべきではないかということでございますけれども、申請から認定まで全てにわたって再検討しなければならないことですので、今後十分検討させていただきたいと思っております。

○丸山わき子君

実施しているところでは、もう既に受け付けを始めているのです。そして早目、2月、3月にはお渡しして入学準備をさせ、そして安心して入学させている。これが今実際に取り組んでいる自治体の取り組みです。ぜひ、八街できないわけではないと思っております。本当に子ども

もたちの立場に立った教育を進めていただきたいと、そのように思うところがございます。積極的な取り組みを求めます。

次に、クラブ活動費の支給についてであります。

これは2010年度から新たに加わったクラブ活動費が、八街市ではいまだに支給されておられません。文部科学省は小学校2千710円、中学校は2万9千600円の支給単価を示しております。

支給を求めますが、これはいかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

中学校クラブ活動ですが、市内4中学校におきまして、約85パーセントの生徒が加入しております。教育委員会といたしましては、クラブ活動はスポーツや文化活動を通じて子どもたちの健全育成を図る重要な教育活動であると認識しております。

そこで、各中学校に対してクラブ活動の補助や大会派遣費用の補助を行っております。個々の生徒に対するクラブ活動費の支給ですが、今後十分に検討してまいります。

○丸山わき子君

今、教育長が言われたように、多くのほとんどの子どもがクラブ活動に参加していると。それを保証していくのがこの就学援助費のクラブ活動費であるということで、これも義務教育の中の一環ですから、これはいつでも子どもたちが安心してクラブ活動に参加できる保証をしなければならないと思うんです。それがいまだにされていないというのは、これはもう本当に立ちおくれた教育行政であると言わざるを得ない。

八街市は、クラブ活動費の支給もされていませんが、2014年から文部科学省は就学援助費の支給単価を端を引き上げているわけです。ところが、八街市は見直しもしないまま、もとの支給額で支給をしていると。私は、これもクラブ活動費の支給とともに支給単価の引き上げも求めますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

ただいまクラブ活動費の支給と、あとは支給単価の引き上げでございますが、総合的に今後検討させていただきたいと思っております。

○丸山わき子君

検討ではなくて、実施しなくてはいけないと思っておりますよ。検討している余地は全くないと思っております。

文部科学省の方が実際に支給している額より八街市はずっと少ないわけです。こんなやり方であるのかなど、大変私びっくりいたしました。国の方は予算をきちんと付けて各自治体におろしているわけですが、それをそのとおり支給していなかったということは、八街市がピンはねをしているということではないですか。

市長、これはどんなふうにお考えですか。

○市長（北村新司君）

クラブ活動費についての今ご質問でございます。クラブ活動は、まずは、スポーツや文化活動をとおしまして、子どもたちの健全育成を図る重要な給付活動ということで認識しております。

先ほど教育長から答弁もありましたように、各中学校に対しまして、クラブ活動の補助や大会派遣費用の補助を行っておるところでございます。個々の生徒に対する援助につきましては、丸山議員、再三要望しておりますので、十分検討させていただきます。

○丸山わき子君

十分検討ではなくて、きちんと実施しますの答弁をいただきたいところです。

特に平成27年度の決算では、約10億円の剰余金があるわけですね。これは子どもたちに係る予算を削りに削ったその結果だったんだと、というふうに私は思わざるを得ない。子どもに係る予算はきちんと確保して、子どもたちが安心して義務教育を受けられる、そういう体制づくりをしていくべきであると。検討ではなくて、来年度は必ず実施という方向で取り組んでいただきたいと、このように思うところであります。

次に学校給食費についてお伺いいたします。

これは、今、学校での徴収金のうち約4割は給食費で占められている。保護者にとっては大変な負担となっているのが、実態であります。学校給食法では、給食費は保護者の負担とすると、このように言っているわけですが、文部科学省の見解は、「法律の趣旨は、設置者の判断で保護者の負担軽減することは可能であり、軽減の方法に制約はない」と、このようにしています。

八街市は今年度から給食の委託を全面的に導入しているわけでございます。この経費節減分を給食費の軽減に充てることを求めるわけですが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

給食費については、その全額を賄材料費として食材の購入に充てております。給食センターでは、栄養士が献立を工夫し、地産地消に留意しながら、さまざまな食材を使用して、質のよい給食の提供に努めております。

近年、乳製品をはじめ食材が高騰しておりますことから、財政的に負担軽減策の実施は難しいものと考えております。また、給食センターにおいては、今後、施設の老朽化等に伴う、機械設備の修繕費用等、経費の増加が予想されますが、調理業務を民間委託することにより、経費の低減にも努めております。

○丸山わき子君

だから、経費節減を民間委託によってしたわけですね。これは年間どのぐらいあるのですか。どのくらいと計算しているのですか。

○教育次長（村山のり子君）

本年9月から来年3月までの期間で、約800万円の減額になります。

○丸山わき子君

そうしたら、十分子どもたちの給食費の軽減はできるのではないですか。例えば、ひとり親家庭の世帯、本当に大変な状況です。こういう世帯の子どもの給食費あるいは子どもの多い世帯、こういった世帯への支援、あるいは今は銀行振り込みの手数料を各家庭にさせていますけれども、こういった手数料をなくす。こういった取り組みもできるのではないですか。800万円あれば十分対応できますよ。やはり子どもたちのために税金を使うべきですよ、軽減させた分はね。

そういった点での検討をいただきたいのですが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えします。

先ほどの私の答弁にありましたように、今後施設の老朽化等があります。そして、機械設備の修繕等でその経費が非常にかかると予想されておりますので、今議員からありました800万円等の余剰について、それを子どもたちに回せというお話がありましたが、その辺も加味しながら、今後その設備等の修繕もありますので、検討させていただきたいと思います。

○丸山わき子君

銀行振り込みの手数料につきましては、多くの自治体が保護者負担をやめるという方向です。隣の酒々井町は、早速来年度から手数料はとらない、保証しますと、補助しますと、こういう取り組みをはじめます。ぜひ、八街市もまずはそういうところから取り組んでいただくと。で、経費を少しでもなくし、子どもたちが安心して学校給食を食べられる、あるいは父母負担を軽減して、父母の負担が少しでも楽になる、そういう取り組みぜひ実施していただきたい。

確かにその維持管理費は大変だと思います。しかしながら、せっかく経費節減をしたのなら、子どもたちに対する教育予算を増やしていくと、そういう取り組みをぜひ進めていただきたいと思います。

そういった点で、1点、市長にお伺いいたします。

本当に平成27年度は、また議案審議の中でもやりたいと思いますが、教育予算を大幅に削減した中での予算の執行だったと思います。もうこれ以上子どもたちに我慢させるわけにはいかないというふうに思います。そういう点で、学校給食のこういうあり方についても、もっと軽減、負担をさせていく、そういう取り組みにぜひ市長も心を砕いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほど教育長あるいは教育次長等々から答弁がございましたけれども、それらを踏まえて、総合的に判断してまいります。

○丸山わき子君

本当に6人に一人という貧困の家庭がある中で、八街市が負担だけを押し付けるという、そういう行政であってはならないというふうに思います。ぜひ、そういう点では来年度予算では積極的な取り組みをお願いするものであります。

次に、道路整備についてであります。

これは国道409号線に関わっての安全対策であります。

まず1つ、多くの高齢者の皆さんから、歩道の段差がこわくて歩けない。こんな声をたくさんいただいております。高齢者・障がい者にとって、ここの段差は本当に危険だということで、早期解消が求められるところではありますが、この解消計画はあるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国道409号の歩道につきましては、ご指摘のとおりマウンドアップ型となっております。お年寄りや子どもたちを含め歩行者等にとっては、使いづらい構造であることは認識しております。

なお、昨年度より文違コミュニティセンター付近におきまして、バリアフリー化を含めた歩道整備を、道路管理者であります印旛土木事務所で進めていただいているところであり、42メートルが整備されておりますので、引き続き整備を進めていただけるものと伺っております。

今後も印旛土木事務所と連携を図りつつ、段差解消を含めた歩道整備について要望してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

高齢化は急速に進んでいるわけで、少しずつ、40メートル、50メートルというのでは、もう追いつかない。もう少し短期間のうちにその距離を解消するよう、これはぜひ働きかけをしていただきたいというふうに思います。

それから、交差点の改良についてであります。

409号線の交差点について、1つは、文違イオンの十字路の渋滞解消に向けての改良はいかがか。また、もう1つは、笹引・四木入り口交差点について、これは平成15年8月に測量、平成23年12月に境界確認が行われております。測量から13年が経過しておりますが、いまだこの進展はなく、関係住民からの早期着手の声が上がっておりますが、この取り組みについて、どのようになっているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご指摘の国道409号、四木入り口交差点改良につきましては、平成22年度に地元説明会を行い、翌23年度に用地測量を含めた実施設計を進めておりましたが、一部境界確定が難航したまま現在に至っていると、印旛土木事務所から伺っております。

難航している境界確定の見通しについて、地権者のご理解を得ることができれば、事業を進めたいと伺っておりますので、市といたしましても、さまざまな方面と連携協力を図り、進めてまいりたいと考えております。

なお、国道409号の路線における渋滞緩和に向けた交差点改良につきましては、市施工

で、朝陽小学校脇交差点改良を行うとともに、県に対して継続的に要望しているところであり、ご指摘のイオン付近交差点改良も含めて、引き続き道路管理者である印旛土木事務所と連携を図りつつ整備要望を重ねてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

まず、イオンのところの十字路の件なのですが、市の直接の執行ということになるとは思いますが、これは今後渋滞解消に向けた解決法としては、どういう方向が考えられるのか、その辺については検討されておりますでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

イオンの場所につきましては、現在のところ、まだ具体的な検討というのはされておられませんけれども、どういうことで渋滞緩和の可能性があるかといえば、もちろん交差点改良、右折レーンの設置ですとか道路拡幅、そういうものが前提となった中で交差点改良を行うことで、渋滞の緩和につながるものと考えます。

○丸山わき子君

県に働きかけを積極的に進める中でぜひ取り組んでいただきたいと、このように思います。それから、四木入り口の交差点についてですけれども、これも大変難航しているという実態、状況を伺っているところではありますが、長い間進展しないことによって、かなり生活にもいろんな障害が出てきているように聞いております。そういう意味では、積極的なこの取り組みが求められるかというふうに思うんですが、今後、相手次第だということのようですが、ぜひ積極的な取り組みをいただきたいと思います。

今後の取り組みはどんなふうに進めようとしているのか、具体的に何か考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○建設部長（河野政弘君）

四木入り口交差点も含めまして409号線の渋滞解消につきましては、継続的に印旛土木等に要望しているところがございます。特に、現在の交差点改良に伴う道路の計画となりますと、かなり大きな近隣の方のご協力、土地の部分で面積的にも必要になります。そういう中で、なかなか境界確定ができない、立ち入らせてもらえないとか、そういう状況もございます。ただ、今答弁にもございましたように、市も含めていろんな方面からアプローチを図った上で、早期の改良に向けて努めてまいりたいと思っています。

○丸山わき子君

大変難航しているという実態、状況はわかるわけですが、今後の八街市の街づくりの原点にもなっていく地域であろうかというふうにも思いますので、ぜひ積極的な取り組みを求めるものであります。

次に、市道の整備の推進ということで、未舗装の市道の整備計画についてであります。

市道の未舗装は2割を切ってはおりますが、残された道路は、ここも生活道路であり、未舗装のままでは大変不便な状況がございます。この舗装計画を求めるものでありますので、どのように検討されているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成28年3月末現在、市内の認定路線は、1千147路線、総延長約498キロメートルで、未舗装道路延長は約65キロメートルで、未舗装率は約13パーセントでございます。

未舗装道路につきましても、通学路など市民の生活道として使用されているということは承知しております。現在のところ、未舗装道路の整備計画の策定はありませんが、各路線における境界の明確化や舗装をしたことによる排水など、周辺地域に及ぶ影響を十分に精査、整理した上で対応を検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

当然、排水対策がなされなければならないと思いますけれども、その道を活用して生活している皆さんは本当に大変な状況と。特に通学路として使われている生活道路、子どもたちが転倒して大変だと、舗装してないために泥んこだらけになって、雨の後などは転倒して大変だという、そういった声がたくさん届くわけですがけれども、ぜひ、通学路となっているところは積極的に対応していただきたいというふうに思っております。

そういう点では、通学路であるかどうか、そういう確認等を担当課の方は把握されているかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

通学路という形は、教育委員会等と学校の方で指定されるかと思っておりますけれども、市の方としては、どこが通学路というよりも、市道を含めて全体が子どもさんが通るような道路でございますので、通学路というような認識の中で整備等は検討しているところでございます。

○丸山わき子君

あと未舗装は13パーセントということのようですけれども、舗装率としたら、全県下でも大変高い舗装率であると、これは評価したいというふうに思います。

しかし、この残された13パーセントも、生活道路であり、また子どもたちの通学路でありということで、しっかりと舗装していただき、生活しやすい道路へと進めていただくことを求めまして、私の質問を終わりにします。

○議長（加藤 弘君）

以上で日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

次に、やちまた21、林政男議員の個人質問を許します。

○林 政男君

質問に入る前に、先般の台風でいろいろ市の防災課、道路河川課あるいは農政課職員を中心として大変一生懸命に対応していただいたおかげで、うちの方の区の関係者から大変喜ばれております。この場をおかりしまして、その対応にあたられた職員をはじめ市の職員の皆さんに、心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それから、台風に伴いましてかなり倒木し、それも交通障害になるものについては素早く取り除いていただきまして、その点に関しても御礼を申し上げます。

それからもう1つ、教育委員会に、前回のこちらの質問で沖分校に洋式のトイレをということをお願いをしましたところ早速対応していただきました。子どもが家に帰って、今度洋式トイレが1つ増えたよということで、喜んでお母さんに報告したということでございますので、大変ありがとうございました。この場をおかりいたしまして、この件に関しても厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の私の質問は防災についてであります。

機能別消防団員の確保については、今回条例を提案されておりますので、大変うれしく思っております。

2005年1月26日、総務省消防庁から全国の関係機関に、消防団員の活動環境の整備についてという通知が出されました。これを受けまして、2006年に愛媛県松山市消防団がいち早くこの制度を取り入れまして、まず郵便局の職員による郵政消防団員というのを誕生させました。これはご存じのとおり、郵便局員が配達中に火災などを発見した場合には通知をするということで、予防広報消防隊員という立場でございます。そのほか、松山市では、愛媛大学がございまして、愛媛大学の学生をトリアージなどが必要なときに消防団員として活動していただくために、大学生消防団員も作りました。そのほかに指導消防団あるいは消防団危機管理アドバイザー、あるいはOB消防団、あるいは女性消防団員というものがございまして。

今回、八街市も、この通知を受けて約10年以上経過するわけですがけれども、機能別消防団を取り入れることになると認識しています。

そこで、質問の1点目、機能別消防団制度にいる団員の確保は喫緊の課題と思われるが、対応はいかがか。まず、この質問をお願いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地域防災力を主に担ってきた消防団は、人口減少や就業構造等の変化により、団員の確保が大変困難な状況となっております。特に、サラリーマン等が勤めに行く日中は、団員が手薄となり、消防車の運転業務等に支障を来す場合がございます。

そこで、主に日中の消防団活動に従事できる消防団経験者等による機能別団員につきましては、今定例会に関係条例の一部改正を上程してございます。また、あわせて、防火予防広報や救命講習の実施、諸行事による消防団をPRする活動、また災害時には救護活動、基本団員の消防活動を補完する女性消防団員を導入するため、事務を進めております。

今後も基本団員とのバランスを考慮しながら、他の機能別消防団員制度につきましても、消防委員会並びに消防団本部とともに、検討してまいりたいと考えております。

○林 政男君

ありがとうございます。これからの防災力は、今一線で働いていらっしゃる消防団員だけではなくて、全ての方を対象にした消防団員が必要だと思います。

今、お話にありました女性消防団の活用もその視野に入っているということでございます

けれども、具体的にはどのようなタイムテーブルをお持ちでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

今後のスケジュールということでよろしいでしょうか。今、機能別の消防団員につきましては幾つかタイプがありまして、その中に女性消防団員、これも予防広報団員という形で募集したいと考えておりますけれども、まだ、いついつまでにどの程度という具体的な目標はございませんけれども、今後消防委員会とも協議しながら、こういった形の募集を極力早く行ってまいりたいと考えております。

○林 政男君

目指す方向は同じだと思うんですけども、ある程度目標年度は持っていた方がいいと思うんですね。そのうちそのうちという、いつかがそのうちかわからなくなるので、消防委員会あるいは消防団本部の方の意見もありますから、急にどうこうというのはないでしょうけれども、やはり一線の人だけではこれから無理だと思います。それから、先ほどの市長答弁にありましたように、日中ほとんどサラリーマンでいらっしゃらないですよ。だから、OB団員を活用することは大変いいことだと思いますけれども、資格を女性消防団員にしても仮に郵便局の方にしても、多分保険あるいは報酬関係も伴ってくると思うんですけども、最低限、普通の正規の消防団員と同じ扱いを、保険関係・労災関係については同じく考えてよろしいでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

機能別消防団員であっても消防団員に変わらないということですので、その辺は同様な扱いになろうかと思えます。

○林 政男君

これからは火災を未然に防ぐ予防広報消防団の活動が大変大切になると思います。市長答弁もありましたように、一刻も早くこの女性消防団が発足しますように期待しております。

次に、南部出張所の署員の待遇の改善についてお伺いします。

佐倉市八街市酒々井町消防組合では、順次、分署あるいは支所、出張所について改善を行っております。しかしながら、南部出張所については今まだにその計画はございません。消防組合の本部に確認しましたら、敷地を八街市が確保していただければ、その上の上屋については消防組合として建設するというのでございますので、財政が厳しいのは承知しておりますけれども、職員の待遇は大事でございますので、南部出張所の敷地をまず確保していただきたいと、そういうような思いがございます。

そこで、この質問の1、南部出張所は佐倉市八街市酒々井町消防組合管内の中で、署員の待遇が遅れていると思われるので、速やかな改善を図る必要があると思われるが、いかがでしょうかということでございます。答弁をよろしくお願ひします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、消防組合では、庁舎の老朽化対策や、仮眠室の個室化及び救急消毒室の設置等の施

設の充実を図るため、順次署所の改築を実施しておりまして、平成29年度から平成30年度にかけて佐倉消防署神門出張所の建て替え工事を計画しております。

八街消防署南部出張所におきましても、庁舎の老朽化に加え、開設当時の人員配置より増員されていることから、勤務環境及び衛生面の改善を図る上で改築等が必要であると認識しているところでございます。

南部出張所の庁舎の改築等の整備につきましては、用地確保も必要となると考えられますので、消防組合と整備時期等も含めまして協議してまいります。

○林 政男君

答弁ありがとうございます。

消防組合の方に確認しましたら、八街市さんの方で用地を確保していただければ、その担保があれば整備計画に入れていきますというお話でございました。一步進めて、総務部長、敷地を確保する予定がありますか。あれば、それで多分今の市長の話と同じで、2～3年後にどうこうではなくて、4～5年先ぐらいになるのですけれども、そのロードマップの中に八街の南部出張所の建て替えあるいは増築、署員の待遇改善について図られるということでございますけれども、私の知りたいのはそういう計画があるのでしたら、それをに入れていきますよというような答えが欲しいのですけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

南部出張所は、庁舎の老朽化とか、今市長が答弁申し上げましたように、衛生面の改善、これは必要だということは認識しております。ですので、これも消防組合本部と十分協議した中で、その計画を市と組合で十分協議した中で、ある程度方向性を定めた段階で、土地につきましては市の方で購入することになっておりますので、それにつきましては、計画に伴った中で予算計上等を考えていきたいと思っております。

○林 政男君

確認ですけれども、消防本部と話がまとまれば予算措置を講じるという、来年にどうこうではないですけれども、予算措置を講ずるという解釈でよろしいか。

○総務部長（武井義行君）

先ほど申し上げましたように、南部出張所、この環境の改善、これは必要だというふうに受け止めておりますので、組合との話、協議が整いましたら、予算計上に向けて準備を進めたいと考えております。

○林 政男君

ありがとうございます。

次に、2番目の市の活性化についてお伺いいたします。

明日からリオデジャネイロでパラリンピックが始まりますけれども、東京オリンピック・パラリンピックが2020年、東京で開催されます。これについて、千葉県、それから県内自治体でも大きな動きを見せているところがございます。例えばお隣の山武市はスリランカの選手団の受け入れを決定いたしました。それから、佐倉市、成田市、印西市はアメリカの

陸上チームの事前キャンプを受け入れることを決定いたしました。このほか、現在オランダのチームが千葉県内で事前キャンプをすることで、千葉県とオランダのナショナルチームで合意をいたしました。このほか、さらにドイツのチームを今千葉県に誘致しようということで、県が動いております。

こういう中で、八街市がこの東京オリンピックに対してどのような対応をするのか、大変関心のもたれているところでございます。本市出身で、空手の選手で植草歩選手がいらっしゃいますけれども、オリンピックの招致活動に大変貢献されたのではないかと思います。私の知る限りでは、彼女の後援会も発足したように聞いております。東京オリンピック・パラリンピックを八街市は傍観者になるのか、あるいは主体的にこの東京オリンピックを捉えていくのかで、大きな違いがあると思います。

そこでお尋ねをいたします。東京オリンピックの各種競技の開催地が決まり、本県でもフェンシング、レスリング、テコンドー、サーフィンなどのオリンピック・パラリンピック競技が開催されることになりました。本市では、このオリンピック・パラリンピックをどのように捉えられるのか、対応されるのか、お考えを聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

2020年の東京オリンピックに向けての取り組みや施策につきましては、千葉県のスポーツコンシェルジュの方から、千葉県ライフル射撃協会において、ライフル射撃競技の事前キャンプ地を本市に誘致できないかとのお話をいただきました。招致内容につきましては、競技の練習場を千葉市の県営射撃場とし、宿泊先を市内の宿泊施設であります「小谷流の里ドギーズアイランド」とすることで検討しているとのことであります。

このことにつきましては今後しっかりと協議してまいります。2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催は、本市をPRする貴重な機会でありますので、現時点では正式な申し出があったものではございませんが、正式なお話があった場合には、実施に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

そうした中、先日、東京オリンピック競技団体調整委員会委員長、斉藤カノ様が八街市に来庁していただきまして、情報交換、意見交換会を行ったところでございます。現在、市内の若い世代におきましても、国内や世界で活躍されている選手が多くおまして、2020年東京オリンピックで新たに競技となる空手競技など、さまざまな競技で、今後、さらなる活躍、飛躍を期待しております。

○林 政男君

ありがとうございます。

今、市長のお話ですと、ライフル射撃が千葉市小間子町の県営射撃場の方に事前キャンプでお見えになるということでございます。宿泊先はユニマットが不動産の建設をしておりますドギーズアイランドの打診がきているということでございます。

大変、本市としても喜ばしいことだと思うんですけれども、八街市独自にこれはやろうと

いうことはありますか。例えば山武市は、聖火ランナーの中継地点をぜひやってくださいということで、プロジェクトチームを立ち上げて今動いております。そういう意味で、八街市オリジナルというか、八街市が働きかけてチャレンジしていくような計画、そういうことはございますか。

○市長（北村新司君）

そういうことを含めまして、先般、先ほども答弁したところでございますけれども、東京オリンピック競技団体調整委員会委員長、斉藤様の方が来ていただいたので、今までの経過あるいは東京オリンピックのこれからの構想、内容等々について、細かく説明をいただきました。八街市としても、協力するところはしっかり協力してまいりたいということを申し入れてあります。その席には、議長、教育長、教育次長も同席していただきまして、八街市の考え方を含めて意見交換をしておりました。斉藤様からは、大変あたたかいご意見等々を頂戴したところでございます。

このように、東京オリンピック競技場団体の調整委員会委員長という斉藤様に来ていただくことにつきましても、八街市としても大変光栄でもあるし、大変素晴らしいことであります。この東京オリンピックの開催につきましても、八街市としてもできるだけの協力をしたということ、先ほど申し上げましたけれども、委員長に申し上げたところでございます。

そうした中で、八街市のいろんなイメージをつくってまいりたいというふうに思っております。

○林 政男君

市長の随分積極的な答弁ありがとうございます。

何か、大分迫力があって圧倒されておりますけれども、もうちょっと具体的に言うと、例えば今は今国土交通省あるいは千葉県もそうなんですけれども、土木関係で道路の道しるべ、案内板を英語表記とかそういう動きがもう既にあります。八街市に外国の方が来たら、方向がわからなくなるようなことがありますから、そういう面でも建設部長の方の管轄でしょうけれども、何か、そういうような思いはございますか。建設部長、いかがですか。

○建設部長（河野政弘君）

今おっしゃられたように、外国の方がいらっしゃって、道がわからないということがあっては困りますけれども、当然、どのような経路で八街市を通過していくかというようなこともあるかと思えます。もちろん、八街市に滞在していただくのが一番いいかと思えますけれども、その辺の道路標示あるいはそのほかの表示につきましても、国、県等の意向、あるいはまた市道の方で必要というものについては、今後の検討課題かと思えます。

○林 政男君

今、庁内の中の英語表示、あるいは中国語、韓国語の表示も、多分今進めているところだと思いますけれども、これからもそういう方向で頑張っていきたいと思えます。

また、この東京オリンピックを八街市で成功させる1つの手法あるいは組織の中に、観光協会というものも立ち上げた方がいいというふうに認識しております。先般、富里市さんが

富里市観光協会を立ち上げました。例えば今体験農業とかそういうのを地域創生交付金などを使ってやっておりますけれども、観光協会があればそこに問い合わせが来て、例えばどこで芋ほりがありますよ、あるいはこういう行事がありますよと、あるいはドギーズアイランドはこちらですよとか、そういう案内ができると思うんですね。

今、八街市を見ていると、企画課、商工課あるいは農政課とか、結構いろいろそれぞれ受けているんですね。これを一本化する必要があるのではないかと思うんですけども、多分もし観光協会ができれば、主管になるのが経済環境部長の方でしょうか、は観光協会はどちらでしょうか。よくわからないですけど、どちらですか。

○経済環境部長（江澤利典君）

今、林議員の方から観光協会ということがありました。富里市の観光協会が先日発足いたしまして、体験型観光の推進や訪日外国人客の取り込みなどを図り、地域経済の活性化の雇用拡大を目指すというような形で新聞にも出ております。

八街市といたしましては、この富里市観光協会については富里市の商工会が主体となって発足したというふうに伺っております。そうした中で、本市においても、この観光協会を発足させるためには、八街商工会議所が当然中心となっていくべきではないかという必要があるというふうに考えております。

そうしたことを踏まえて、早速、富里市観光協会の方に市の商工会議所と一緒に、今までの発足までの経緯などを聞いてみたいというふうに考えているところでございます。

○林 政男君

今、経済部長の方から、富里市観光協会の方に出向いて発足の経緯等を伺いに参るということでもございました。

市長、これは大所高所からの見方で、八街市観光協会というのは必要だと思うんですが、市長としては、すぐやれとか、発足させなさいということではなくて、観光協会を私はつくった方がいいと思っているんですけど、市長はどんなお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

実は、先般香取の宇井市長、それから成田の小泉市長と意見交換をする機会がございました。香取の宇井市長さんは、今、日本遺産等を含めて、この印旛区域、山武地域を含めた中で、この東京オリンピックのお客さんにこの地域を観光地として、観光してきていただきたいという構想を、香取市さんそれから成田市さん、佐倉市さん、それぞれみんな持ち味があるのです。佐倉市は国立歴史民俗博物館とか、酒々井町がアウトレット、香取市は例のごとくショウブ園等々がございまして。それから八街市も今度はドギーズアイランドができましたし、成田市はもちろん成田空港がございまして。そうしたことを1つの街で観光を売るのはなくて、みんなで連携して観光、日本に来た人を誘致しようというような話が内々で今かたまっております。それをどうしようかということで、今香取の宇井市長さんが頭になって、提案しようということを今考えておまして、それを県にお話をした上で、国に申し入れるというような話まで進んでおります。こうしたこともこれから努力してまいりたいというこ

とが、まず第一段階でございます。

そして、もう1点でございますけれども、その観光協会につきましては、今、八街市が観光農業協会、観光農業組合がございます。八街市の農業につきまして、重田組合長を中心にしっかりと八街の農業観光を啓発するという努力をされております。そうした中で、新たな八街市の観光協会ということでありまして、これは先ほど申し上げましたこととリンクします。こうしたことを含めて八街市としても、積極的な対応をしてみたいというふうに思っております。

○林 政男君

ありがとうございます。私の解釈では、北村市長も観光協会を推進していくというふうにご受け取りました。商工会議所にもぜひその一翼を担っていただいて、観光協会を設立していただきたいと思います。やはり、人口7万2千人の市でございますから、観光協会があっても不思議じゃありません。まして、市長にそれだけの思いがあれば、これは発足できないはずはないと思います。

そこで、副市長は県の観光関係に大変お詳しいわけですから、今市長の意見を踏まえて、あるいは東京オリンピックに対して、副市長としてどういうお考えであるか、お聞きしたいと思います。

その前に、前列に並んでいる部長さんクラスに、それぞれ東京オリンピックの思いについてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、副市長からお願いします。

○副市長（松澤秀雄君）

東京オリンピックについての私の所感でございますが、県におきましては、オリンピックにあたって5つの取り組み方針を定めております。

1つは、キャンプ誘致とスポーツ振興による地域の活力づくり。2つは、人と物のスムーズな流れの確保。3つは、魅力ある観光地づくりとおもてなし力の向上。4つは、大会のサポート。5つは、戦略的な千葉の魅力の発信。これを、千葉県総力を集めたチーム千葉で推進していくということを聞いております。

市といたしましても、先ほど市長が答弁いたしましたように、事前キャンプの誘致あるいは本市のPRの重要な機会、国内外で活躍する若い選手への期待、こういうもののほか、私の所感といたしましては、東京オリンピックに向けて施設整備等のハードの整備、これは財政上非常に厳しゅうものがございますが、ソフト面におきまして、国内外から来られる皆様へのおもてなしの向上、そのほか国際交流の促進、あるいはボランティア・通訳ボランティア等の育成などの取り組みなどが考えられるのではないかと思います。

市といたしましても、できる限り、次世代の子どもたちに夢を与え、そして県外でオリンピックにおいて、本市の魅力・知名度を高め、国内外からの交流人口を増やし、将来を担う人材づくりに向けて絶好のチャンスでございますので、県及び先ほど市長も申し上げました団体各種、あと今後のそういう観光団体等々と連携を図りながら、市として頑張って推進し

ていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○林 政男君

ありがとうございました。

では、お待ちどうさまでした。武井部長、いかがですか。

○総務部長（武井義行君）

東京オリンピックに対して個人的な見解ということで申し上げさせていただきますと、現在リオデジャネイロオリンピックが、オリンピックですが、パラリンピックはまだですが、日本の選手は、アメリカにもいらっしゃったのですけれども、オリンピックの代表に選ばれましたけれども、治安の関係ですとかジカ熱の関係で辞退された方もいたということで、今回かなり盛り上がり欠けるのかなというふうに思っていたのですけれども、オリンピックは特別なのか、ついつい夜中に起き出して見てしまうという状況にありました。今度、東京オリンピックでは、そういった夜中に起き出すこともないわけですので、より身近に感じられると思います。

その時点で、私もかなり自分の時間というものを自分で作れるような立場になろうかと思っておりますので、極力、直接自分の目で見られるもの見たい。ただ、それまでの間に、何か個人として関わることが、それは大変難しいことなかもしれませんが、何かあればそれはせっきくの一生で最後の機会だと思っておりますので、何かに関われればいいなと今考えてはいるのですけれども、何も見つかっていない状況です。

以上です。

○林 政男君

ありがとうございました。

では、山本市民部長、いかがですか。

○市民部長（山本雅章君）

第1回目の東京オリンピックですか、50年前ということで、私は小学校低学年だったと思うのですが、テレビで見たという記憶しかございません。当時高度経済成長、まだまだ貧しい時代であったと思います。そして50年後の2020年に再び東京で行われる。オリンピックが東京という隣接した場所で行われるというのは、一体どういう感覚が、感じがするんだろうかなというところがありまして、非常に楽しみにしております。私も自由に時間が使える年齢になっておりますので、今から楽しみにしております。

○林 政男君

ありがとうございます。多分自由な時間は長いと思いますけれど。

勝又会計管理者はいかがですか。

○会計管理者（勝又寿雄君）

昭和39年、私も小学校2年生でした。前年に買った白黒テレビで見た記憶がございます。52前は当然会場にも行けませんでしたので、私も4年後にぜひとも何かしらの競技を生で

見たいなというふうに考えております。

また、先ほどからいろいろ競技に何かしらの形で関わっていききたいという意見がかなりありましたので、私も何かの形でボランティアの形で参加できればいいかなというふうに考えております。

また、このオリンピックを契機に日本の経済がますます、バブルと同じ状況までいかないにしても、景気がよくなって盛り上がっていったらいいかなというふうに思っております。

以上です。

○林 政男君

すみません。それでは、お待ちどうさまでした。加曾利教育長、お願いします。

○教育長（加曾利佳信君）

思いということですので、2020年は、ご存じのように新しく英語も小学校で教科化されますので、何らかの形で児童生徒も英語を通してボランティア活動で、何かオリンピック・パラリンピックに参加できたらいいのかなという思いをもっています。私も同じように自分もそういうことで、英語を通してのボランティア活動ができるように、これから頑張っていこうかと思っております。

○林 政男君

ありがとうございます。

では、村山次長、お願いします。

○教育次長（村山のり子君）

自分にできることというか、教育委員会として少し考えられることですがけれども、例えば空手などですがけれども、オリンピック種目に親しむ交流イベント、そういうものが開催できればよろしいのかなと思っております。

○林 政男君

答弁ありがとうございます。

では、河野建設部長。

○建設部長（河野政弘君）

オリンピックといたしますと、今までも話に出てきましたけれども、前の東京オリンピックがどうしても印象に残っております。私も小学校2年生でしたけれども、勝又会計管理者は前の年に白黒テレビを買ったということですが、私の家は、たしかオリンピックで白黒テレビを買ったんだと思います。それまでは隣の家にテレビを見に行かせてもらったり、親子で行った、そんな思い出があります。それから52年たちました。

前の東京オリンピックは、日本の位置付けというか、そういうことを世界に示すようなことができ、その後、高度経済成長の中で、我々は本当にいい時代を今まで生きてきたというふうに感じております。今度、2020年、こういうオリンピックを通して、今度は次の日本の位置付けというか、世界における位置付け、そういうものがどういうふうに受け取ら

れていくか。いい方向で日本が位置付けられて受け止められればいいと思っておりますし、たまたま、千葉県内でサーフィンが一宮で行われるということで、私の住まいも同じ長生郡ですので、サーフィンをやったことはございませんけれども、見に行くなり、何らかのサポーターができればというふうに思っております。

○林 政男君

一宮町はサーフィン特区で、招致活動もかなり盛んで、湘南とかいろいろあったのですが、勝ち抜いて一宮に決定した経緯がございます。ボランティアをよろしく願いいたします。

江澤部長、いかがですか。

○経済環境部長（江澤利典君）

私は、前回の東京オリンピックのときは5歳でありまして、全く記憶がございません。次のメキシコオリンピックぐらいからが記憶に残っているような状況でございます。

これはさておきまして、東京オリンピックの開催にあたっては、昨日林修三議員の方から、農家レストランということで出たと思います。そういう農家レストランがあることによって、来客が見込まれるのではないかなというような可能性も含めて、今後ちょっと研究したいなというのも、1つございます。

また、実は来月10月26日に経済環境部の方ですけども、首都圏の商談会というものがございます。それに八街市と市の観光協会が初めて参加するというような計画がございます。主催は千葉プロモーション協議会ということで、当日の来場者は旅行者、一般団体というふうな形になっておるところでございます。当日、八街市といたしましては、観光農園のマップとか落花生販売、るるぶやちまた等を持参して、PRに努めてまいりたいというふうなことで考えております。

また、旅行者が参加するということになりまして、ツアーの行程の中に八街市を組み入れてもらえるのではないかなというようなこともちょっと考えられますので、その辺も含めてPRできればいいかなというふうに思っております。

最後にあともう1つ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた千葉県戦略というものがございます。このようなものがございます。その中で、先ほど副市長からもちょっと出たのですが、千葉県戦略の中で、戦略後で魅力ある観光づくり、観光地づくりの中の観光地としての新たな魅力の創出と題して、観光資源の磨き上げ、農業と観光連携で、農村・漁村地域の魅力と観光事業を結び付けるための安心で安全でおいしい食材を提供するというようなことが書いてあります。一次産業と観光産業の連携を進めますというようなことが、千葉県戦略の中で載っておりました。

こういうことも、八街市としても関連した事業の関係で、補助金等を活用して進められればいいのかなというような、今感想をもっているところです。

以上です。

○林 政男君

ありがとうございます。観光資源の1つに、南部の方に通っています御成街道も加えていただきたいと思います。

最後に農業委員会事務局長、お願いします。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

私も市民部長と同じく、真空管の白黒テレビで東京オリンピックを見た年代でございます。残念ながら、私は2018年3月で退職する予定でございますので、山本部長と同じように自由人になる身でございます。

そこで、私は足腰が丈夫であれば、八街からの出ております植草選手、空手の方に出られれば応援に行きたいと思っております。また、千葉県内でもレスリングやサーフィンということで、体の自由がきく限りは応援に行きたいと思っております。

また、残念ながら私は退職してしまい、実家も農家でありますので、できるのであれば、キャンプ地、または選手村などに、八街の新鮮な食材を提供できるようなことができればいいのかと思っております。

以上でございます。

○林 政男君

ありがとうございます。

いろいろお聞きしたのは、市長はすごい、先ほども熱意をもって熱く語られました。それを構成する執行部の方もそれだけの熱意をもってもらわないと、なかなかうまくいかないと思って、個々にお聞きをいたしました。

八街の、先ほど植草選手は空手の選手でございますけれども、今中学生で南中学校に阿部未来さんという、世界ジュニア選手権で優勝した女の子がいらっしゃいます。うまくいくと、2020年に間に合うのではないかというふうに認識をしております。世界選手権でタイガー・ウッズからも大変褒められた選手でございますので、この東京オリンピックに間に合えばいいのかなと、ひそかに期待しております。

それから、先般、北村市長にも激励をいただきました二州小学校の6年1組の長谷川巧光君が、8月20日に行われました全国陸上大会決勝で総合4位になりました。この子も間に合えばいいのかなというふうな認識をしております。

いずれにしても、八街一丸となってこの東京オリンピックを盛り上げていけたらいいなと思いました。北村市長の熱い思いがこの東京オリンピックの成功につながるように、また、八街市の東京オリンピックに関わることが成功することを祈りまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○市長（北村新司君）

1つだけ、先般、東京開催に向けた県の事業、2020年千葉おもてなし隊の一環として、千葉黎明高校の皆さんが、15人ですけれども、リオデジャネイロパラリンピックに出場する選手を激励するというので、「私たちの夢と希望とともに頑張ろう日本」ということで、横断幕をつくったりしております。この幕を地をつくったのは書道部の部長、黎明高校の藤

井美樹さんという方でありますけれども、こうした八街市にある黎明高校さんのご努力に対しまして、議会に報告申し上げますとともに、生徒の皆さんに心から御礼申し上げます。

以上です。

○林 政男君

ありがとうございます。

もう中学生、高校生、それから大人も一丸になって、オリンピックに向けてリオの感動を八街でということ、東京で八街でということ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上でやちまた21、林政男議員の個人質問を終了します。

ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時31分)

(再開 午後 2時41分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党、服部雅恵議員の個人質問を許します。

○服部雅恵君

公明党の服部雅恵でございます。通告に従いまして、順次ご質問させていただきます。

質問事項1、読書の推進。

要旨(1)セカンドブックについてご質問いたします。

私たち公明党は、7月に、埼玉県行田市に視察に行かせていただきました。行田市では、セカンドブック事業として、図書部会12名のメンバーで100冊の中から20冊のブックリストを作成。時間をかけて、子どもが好きな本を選び、10月に贈呈式を行っており、そこには教育長や図書館長も参加しているそうです。

そこで、①といたしまして、本市でもセカンドブック贈呈式を行い、読書意欲を高めてはいかかがか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、小学校1年生に児童書を贈呈している「小学校新入学お祝い事業」につきましては、社会福祉法人八街市社会福祉協議会によって実施されております。

図書館では、この事業に対し、平成22年度より、家庭で読み聞かせできる児童向け図書の選定という形で協力しております。選定した図書は、5月頃各学校にて配布され、同時期に、巡回おはなし会事業として、図書館司書が市内1年生全クラスに出向き、図書館の利用案内や読書手帳、本の紹介などを行うことにより、読書の普及に努めております。

贈呈式につきましては、今後、事業主体である社会福祉協議会及び学校教育課、各小学校

と協議し、検討してまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

答弁ありがとうございます。

今、市内では、ブックスタートを10カ月のお子さんにしております。それは、本当に赤ちゃんが何もわからないまま、私たちボランティアが読む本を楽しそうに眺めながら、自分の1冊を受け取っていくんですね。それで、これがセカンドブックということで、1年生になると、読書に対しての意欲というのもしょずつまた出てきている時期で、そういう中で、ただの入学のお祝いという形ではなくて、きちんとした、自分が選んだ1冊というもので贈呈をしてあげるといふことによつて、子どもの読書に対する意識がそこで変わっていくのではないかと思いますので、その辺、しっかりと協議をしていただいて、贈呈式として行っていただきたいと思うんですが、もう一度ご答弁をお願いできますでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

社会福祉協議会の事業として実施されております、ただいまの新入学お祝い事業ということでございますけれども、まず、社会福祉協議会の方から保護者宛ての手紙を添えまして、各小学校長宛てに通知文とともに届けられております。各担任から、保護者宛ての手紙とともに、児童ひとりひとりに本が手渡されております。

セカンドブック贈呈式につきましては、先ほどもお答えしましたけれども、事業主体であります社会福祉協議会、そして学校等と相談してまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

しっかりと協議をしていただきたいと思つます。

それで、②としまして、この時期ですが、今、多分、入学してすぐの形で行われると思うんですが、この贈呈式というのは、子どもたちが自分で好きて1冊を選び抜いて、そしてこの秋の時期ということで埼玉は行つて居るのですが、その辺については、本市としてはいかがでしょうか。落ちついた時期にしてはいかがかと思つますが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、「小学校新入学お祝い事業」として、入学後に申し込みを受け、5月頃、子どもたちに本が手渡されております。

今後の贈呈式並びに時期については、社会福祉協議会及び学校教育課、各小学校と協議してまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

今、図書館の方で、5月に全1年生を訪問して、本を読んであげるような事業を行つて居るかと思うんですが、そのときにその本を紹介してという形もいいのではないかといいこととて、この前、図書館の方にも行つてきたのですが、丁寧に進めていただいて、今読書手帳も配られているかと思うんですが、まだまだ普及をしていないという現状があるようです。そういう中で、読書手帳のことも含め、今いろいろ使い方とかも教えているというお話があり

ましたが、本当に最初の一步が大事かと思いますので、その辺、しっかり検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、要旨（２）学校図書館についてご質問いたします。

今年是学校図書館年です。本市には市立図書館が1つしかありません。その中で、各学校の図書館の役割はとても大きいと思います。私たちは、7月に文教福祉常任委員会で、市内全小学校の視察をさせていただきました。

その中で、学校図書館を見学させていただきましたが、それぞれの学校で、司書、図書ボランティアと協力して、少しでも子どもが本に親しめるように努力をしておられる姿も拝見させていただきましたが、学校によって差があるようにも感じました。

今年全国大会が行われた神戸市では、平成26年10月から学校司書のモデル配置を開始しました。常に学校司書という「人」がいるため、毎日開館が可能になったことで、小中学校ともに大きな変化があらわれたそうです。

まず、児童生徒が、学校図書館を頻繁に訪れ、図書資料の貸し出しが大きく伸びたそうです。また、授業での活用が増えたり、調べ学習の本のリストの交換など、小中学校の連携に取り組む例も見られたとのことでした。

そこで、①としまして、学校図書館の利用状況をお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

各小中学校ともに、午前中の休み時間と昼休みに学校図書館を開放しており、読書や本の貸し出しをしております。また、長期休業前には、普段よりも多い冊数の貸し出しを行っており、読書の推進をしております。

平成28年度1学期の総貸し出し数は、小学校で平均約3千800冊、中学校で平均約430冊となっております。授業中は、小学校では、生活科、理科、社会科等の調べ学習を中心に学校図書館の活用をしています。また、国語科等で、辞書を活用したり新聞の作成方法を学んだりするためにも活用しています。中学校では、国語科で辞書を用いて語句について学んだり、社会科、理科での調べ学習、総合的な学習等での学習などで活用しております。

○服部雅恵君

大分この貸出冊数で、小中学校で差があるかと思うんですが、中学校は、聞くところによると、普段なかなか開いてない図書館、図書室があるということをお伺いしたのですが、その辺の状況はいかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

貸出時間につきましては、小学校とそう差があるようには聞いておりませんが、小学校につきましては、担任の先生が図書室に連れて、学級ごとに、それで貸し出しを促すというような方法もとっておるようでございます。

中学生の利用は小学生と比べると大分少なくなっておりますけれども、今までのような授業だけの利用だけではなくて、中学生においても、長期休業などでより多くの利用ができる

ように、校内で推進してまいりたいと思っております。

○服部雅恵君

そうなりますと、司書の役割というのが、また大変大きなものかと思うんですが、そこで、②としまして、司書の現在の業務時間、業務内容についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校図書館司書につきましては、小中学校12校全てに配置をしており、週1日、4時間の勤務をしております。

業務内容としては、図書の整理・修繕・蔵書管理、図書室の環境整備、児童生徒の読書活動の啓発のための掲示物作成等を、図書ボランティアとの連携のもと進めております。

○服部雅恵君

確かに、司書を全学校にということは、とてもありがたいことなんですが、週1日、4時間では、とても時間は足りないかと思っております。

整理をするだけで終わってしまうという声も聞かれております。そういう中で、できたら司書の増員、また業務時間を増やす等、今後の検討はいかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

現在、司書の方は、複数校を兼務する形で、学校の常勤職員であります司書教諭と連携を図りながら勤務にあたっております。司書の増員並びに勤務時間の延長につきましてですが、今後関係課とも連携を図りながら、検討してまいりたいと考えます。

○服部雅恵君

これはほかの小学校なんですが、理科や社会の調べ学習などで、学校図書館が役立った。例えば4年生の社会科で、担任の自動車を作る過程わかる本が欲しいというリクエストに応え、学校司書が早速その図書資料を準備した。授業の中で求められる図書資料について、学校司書から寄せられる情報も職員会議で取り上げられ、今後の選書にも結び付くということで、その司書の声というのが、どの程度届いているというか、その辺はいかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

司書の声ということでございますけれども、司書同士の連携というようなことにつながろうかと思っておりますけれども、現在、各学校の図書館運営等につきましては、市立図書館の担当者、それから各学校の司書教諭が情報交換会を行っております。そこでの情報を参考に、各学校におきましては、司書教諭が司書と連携しながら、各学校の図書館運営につきまして、実態に応じて計画・立案などを行っているのが実態です。

○服部雅恵君

それでは、③生徒用図書の予算配分について、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

小学校では8校中6校、中学校では4校中2校が、基準の蔵書数を達成しております。また、各校児童生徒数に応じて予算を配分しております。各校その予算の中で、校内に必要な図書の選定を行い、学校図書館の充実に努めております。

○服部雅恵君

学校をのぞいてみますと、蔵書、大分古くなっている本も多いかなということが、見受けられます。そういう中で、例えば今年はこの学校で辞書関係をそろえようとか、そういうことはないでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

どの学校で何をということは、学校の司書教諭に委ねておるところでございますが、まず予算の関係ですと、未達成のところは幾つかございますので、そこを中心に、あとは児童生徒数に応じてということで、予算配分をしてみたいと思います。

○服部雅恵君

ありがとうございます。

では、また関連するのですが、（3）学校と図書館の連携についてご質問いたします。

今もお話がありました、学校の図書館だけでは賅えない部分というのを、図書館からの団体貸し出しなどで補っているかと思うんですが、①団体貸し出しの現状をお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

図書館では、児童・生徒の読書活動を推進し、学校図書館の運営を支援するために、各クラスに学級文庫として配置できる団体貸出を行っております。

各学年に対応した図書30冊を1セットとして、各学期ごとに配送しており、昨年度は、255セット、7千650冊の貸し出しをいたしました。また、授業の教科内容に即した図書資料や情報を提供する授業支援サービスも行っており、昨年度は、22件の依頼があり、795冊の貸し出しがありました。

○服部雅恵君

先ほどからお話があったと思うんですが、図書教諭というお話が先ほどから出ているのですが、司書は全部で何人いるんですか、4人でしたか。4人の連携といいますか、その学校、学校だけでなく、市全体としてこの読書活動をどう推進していこうかというような、そういう連携に関しては、時間がないとはおっしゃいますが、その中で司書の連携というものも必要だと思いますし、教育委員会に全てが絡んで子どもたちの読書推進をしていこうということが必要かと思うんですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

その件につきましては、先ほどの答弁と重ってしまいますけれども、今の実態としましては、市立図書館の担当者と各学校の司書教諭が情報交換会を、実態として行っております。そこでの情報を参考にとということで、それぞれの司書の方の連携というところに直接結び付

いていないですけれども、それを各学校に持ち帰りまして、司書の方に連携しながら図書館運営について、企画立案しているということが実態でございます。

○服部雅恵君

ありがとうございます。

それでは、②市内小中学校の要望内容と対応についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

市内小中学校からは、図書館見学、職場体験受け入れの要望があり、昨年度は、図書館見学273人、職場体験は10人を受け入れました。また、学校図書館運営支援のための司書派遣では、地域ボランティアの方への図書整理講座や、図書委員への読み聞かせ講座などの要請があり、学校とも連携しながら、児童生徒の学習支援、読書支援に対応しております。

○服部雅恵君

埼玉県では、学校との連携ということで、市内小学校を図書館の方が訪問して、アンケート調査なども実施をしているということなのですが、本市ではそういうことはやっておらないのでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

司書や学校の要望の声をどのように吸い上げているかということでございますけれども、現在、学校に勤務する司書の報告につきましては、毎学期初めに学校で図書館運営計画を作成いたしまして、校長の方から教育委員会に提出されております。また、学期末には、活動報告を提出していただくような形で、定期的に行っております。これらの中から、学校における学校図書館の要望や課題、声を吸い上げているのが実態でございます。

○服部雅恵君

時間がなくて、いろいろ吸い上げ、また要望に応えていくのは大変だと思いますが、その辺は丁寧に行っていただきければと思います。

各学校に多分図書ボランティアがいらっしゃると思うんですが、この前行ったところは交進小学校でしたか、本当にきれいにお部屋を飾ってあって、子どもたちが入りたくなるような図書館になっていました。そういうことでは、図書ボランティアの力も大きいかなと思うんですが、図書ボランティアがいないというところもあるのでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

小学校におきましては、8校全てに図書ボランティアがおりまして、中学校では、中央中学校に1校ということで、聞いております。

○服部雅恵君

できましたら、また中学校の方にも図書ボランティアということで、司書が賄えない分、そこを補えるようなボランティアがいるといいかと思しますので、その辺の推進、また今後も司書の増員等も含めてご要望させていただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

それでは、質問事項2、命を守る街づくりに移らせていただきます。

要旨（1）AEDについてご質問いたします。

皆さんご存じのとおり、AEDは自動体外式除細動器で、心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気ショックを与え除細動を実施することで、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器です。このAEDは、平成16年7月に非医療従事者である一般市民にも使用が認められ、その後、空港や球場、駅、商業施設、学校や市役所などの公共施設を中心に急速に普及してきました。心室細動により心臓が停止した方に対しては、できるだけ早くAEDを使用することが救命につながります。したがって、救急隊が到着した後にAEDを使用するより、救急隊が到着する前に近くにいた人がAEDを使用する方が、社会復帰率は2倍ほど高くなります。市内に多数存在するコンビニエンスストアにAEDを設置することにより、市民の皆様による心肺蘇生の機会が拡大し、さらなる救命率の向上が期待されます。

そこで、①本市のAED設置数をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成28年8月1日現在、市内のAED設置数は、AEDの適正に関するガイドラインにおける設置が推奨される施設である、小、中、高等学校、市役所、多数集客施設など71カ所、75台となっております。

○服部雅恵君

それでは、そのAEDを使ったのという例があるのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成27年1月より平成28年7月末までのAEDの使用数は、佐倉市八街市酒々井町消防組合の救急隊が現場に到着した際に確認している中では、利用実績はございません。

○服部雅恵君

利用はないということですが、③としまして、いつでも活用できるよう、コンビニエンスストアへのAED設置を望むが、いかがか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成27年9月30日現在で、千葉県内では4市がコンビニエンスストアにAEDを設置しております。心室細動により心臓が停止した方に対しては、できるだけ早くAEDを使用することが救命につながります。市内に多数存在する24時間営業のコンビニエンスストアにAEDを設置することは、心肺蘇生の機会が拡大し、さらなる救命率の向上が期待されますことから調査、研究してまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

県内4市ということでしたが、これはこの前の新聞ですが、大阪府枚方市は、2015年

4月から、市の負担になってしまうのですが、「市が全額負担し、コンビニエンスストアへ自動体外式除細動器の設置を進めている。そうした中、心肺停止状態に陥った男性が、コンビニエンスストア内のAEDを使用した市民などの救助によって一命を取りとめるなど、効果を発揮している」という記事が載っておりました。

使わないことがもちろん一番いいですが、もしも何かあったとき、小学校とかいろんな施設だとどうしてもカギをあけて中に入らなければいけないということになります。そういうことでは、コンビニエンスストアにあるととてもいいのかなという気がいたしております。お金がかかることはわかるのですが、その辺をもう一度ご答弁をお願いできますでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

AEDにつきましては、現在、先ほどもご答弁申し上げましたように、小・中学校ですとか、そういったところを中心に設置しているのですけれども、そういうところにつきましては、夜間閉館してしまったりということで、使用できないという状況にあります。

コンビニエンスストアは、そういう面では24時間営業ということで、いつでも使用できるということでございますけれども、これの設置にあたりましては、当然費用もあるのですが、コンビニエンスストアの方のご理解もいただかなければいけないということもございますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

ご検討いただきたいと思えます。

現在のAEDの設置場所は、今71カ所とありましたが、これの周知というのは、市民の皆様にはどのようにされているのでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

この周知につきましては、佐倉市八街市酒々井町消防組合のホームページにおきまして、管内AED設置場所一覧ということで、公開させていただいております。

○服部雅恵君

いざというときに、さあどこにあるでしょうということでは、やはり使えるものも使えないということになってしまいますので、その辺の周知徹底というのも必要かと思えますので、よろしく願いいたします。

また、救命講習、あっちこっちで今行っていると思うんですが、そういう実施状況や今後の計画などがありましたら、教えていただけますでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

この講習会につきましては、まず八街消防署におきまして、これは毎月第4日曜日に普通救命講習、これはAEDの使用を含むわけですが、それと依頼のあった分については随時実施しているということで、昨年度の実績で申し上げますと、1千115人の方が受講されているということでございます。

それから、消防本部、組合本部の方では、上級救命士講習、これは年2回実施しております、やはり昨年度は103名の方が受講しております。

そのほか、八街市ボランティアセンター、これは普通救命講習ということで年1回、昨年
は28名が受講されておりまして、これは今後も継続されるものと考えております。

また、市役所職員を対象にした講習会、実は平成19年度に実施して以降実施していな
かったのですが、今年度10月、11月に、全職員を対象に計8回開催する予定でございます。

あとは、消防員を対象にした講習会も、これは毎年行っておりまして、毎回大体50人程
度受講しているということでございます。

○服部雅恵君

私も何度か受講させていただいているのですが、いざというときに、やっていれば安心し
て、今は音声も出るのですごく簡単にはなっているのも、本当に多くの方に受講していただ
けたらいいかと思っておりますので、その辺の周知徹底などもしていただければいいかと思
います。

私の住んでいる希望ヶ丘では、今回、団地の中に3カ所AEDを設置したのです。もち
ろん自治会館にもあるのですが、それではなくて、何かあったときに防災倉庫というのを3
カ所置いて、暗証番号であけて、誰がやってもできるようにこの前訓練をしたのですが、少
しずつ今みんな意識して家の団地もやっていますが、そういうふうにとんとんみんなに広が
っていったらいいのかと思います。

近くに学校もない、何もないところでは、どこに取りに行ったらいいかというのがわから
ないというところでは、先ほども言ったように、コンビニエンスストアへの設置というのも
視野に入れて、今後ご検討をいただけたらいいかと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

それでは、要旨(2)高齢者の見守り強化についてご質問いたします。

最近、防災行政無線で、認知症の方の捜索協力を呼びかける回数が増えているように思
います。また、全国的にも認知症の方が線路内に入り、事故につながる件数も増えている状
況です。

そこで、①認知症で徘徊し、保護された方の人数をお伺いいたします。

○市長(北村新司君)

答弁いたします。

認知症などの精神的な原因等により、行方不明となった方を捜索するため、八街市では、
平成10年度に、佐倉市、酒々井町と合同で2市1町SOSネットワーク連絡協議会を立ち
上げ、家族等から警察へ捜索願いが提出された際には、希望により、公共施設や民間団体等
へ捜索協力のFAXを一斉送信するほか、防災行政無線やメール配信等により、広く市民へ
捜索協力を呼びかけております。

平成27年度中、2市1町SOSネットワークへの捜索依頼件数は7件ございました。
このほか、市に対し、「認知症と思われる方が徘徊している」、または「認知症と思われ
る方を保護している」等の通報・連絡は9件ございました。

○服部雅恵君

ありがとうございます。

では、その保護された方の中で、事故につながってしまったような件数というのはあるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

ただいま市長の方の答弁にもありましたように、昨年度2市1町SOSネットワークを通じまして、検索依頼がきた件数は7件でございます。このうち5件につきましては、無事発見保護されておまして、特に事故に遭ったといったような報告につきましては、警察の方からも伺っておりません。

保護発見に至っていないのは、この2件でございますけれども、1件については失踪の扱い、もう1件につきましては今現在も行方不明ということで、全国に照会済みでございます。

○服部雅恵君

今もありましたが、徘徊の早期発見、事故の未然防止のために、見守りSOSステッカーを交付してはいかがか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

認知症になると物事を覚えていられなくなったり、日時や場所がわからなくなるなどの症状があらわれます。家の周りの見なれた風景であっても不安が高まると、安心できる場と人を探し求め、さまよっているうちに家に帰れなくなってしまうこともあります。佐倉市八街市酒々井町が合同で立ち上げた2市1町SOSネットワーク連絡協議会では、平成28年4月より2市1町SOS高齢者等事前登録事業を開始しました。

これは、行方不明となるおそれのある高齢者等の氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、緊急連絡先及び身体的特徴を事前に登録し、登録した高齢者には登録番号入りのSOSステッカーを交付し、靴のかかと部分に貼っていただきます。登録番号・登録内容は警察署とも情報を共有しておりますので、SOSステッカーが貼られた靴を履いている高齢者を発見した際には、登録番号を教えていただくことで、高齢者の身元、緊急連絡先等が判明し、早期発見につながるものでございます。

SOSステッカーが市民に周知されることにより、地域の見守りにもつながるものと考えており、今後も広報、ホームページ、介護関係者等を通じ、周知してまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。私の認識不足で申し訳ございませんでした。本当にこういうステッカーがあればお家の方も安心かと思えます。

それで、今交付されているということでしたが、今現在、交付の人数は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

SOSステッカーを配布した件数でございますけれども、7月現在で、7件でございます。

○服部雅恵君

それでは、認知症という方は、市内で何人ぐらいというのは、おわかりでしょうか。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

認知症の人数ということでございますけれども、正確な人数につきましては把握ができておりませんが、一般的には65歳以上の高齢者の方のうち、認知症の出現率というものが15パーセントというふうに言われておりますので、平成28年3月末の高齢者人口から推計をいたしますと、認知症が疑われる方につきましては、2千815人と見込んでおります。

○服部雅恵君

そんなにいるということではちょっとびっくりしたのですが、その中で7件というのは、まだまだこれからと思うんですが、しっかりその辺の周知徹底の方をしていただいて、お家の方も安心して、また本人も安心して歩けるようなステッカーの配布をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、認知症サポーター養成講座というのがあると思うんですが、それはどれぐらい行っていて、どれぐらいの方が出席しているというのは、把握しておりますでしょうか。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

ご質問のありました認知症サポーター養成講座でございますけれども、昨年度の認知症サポーター養成講座につきましては、5回開催いたしまして、73名の方が参加をされております。

なお、この講座につきましては、平成19年度から実施をしておるところでございますけれども、これまでこの講座を受講された方につきましては、累計で1千405名でございます。

○服部雅恵君

ありがとうございます。

私も2回ほど講座を受けさせてもらったのですが、講座をと、こういう症状が認知症なんだなというか、いろんな知識ができますので、一人でも多くの方に、この認知症も理解をしていただきたいと思ひますし、またステッカーのことも周知が必要と思うんですが、さらなる認知症、またステッカーの周知を必要と思うんですが、それに対して、もう一度ご答弁を願ひできますでしょうか。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

認知症の施策といたしましては、今の認知症サポーター養成講座のほかに、認知症サポート医によります講演会、あるいは認知症高齢者を抱える家族交流会等につきましても実施をしておるところでございます。

また、このSOSステッカーにつきましては、ケアマネジャー協議会あるいは民生委員・児童委員協議会で周知を図ってきております。

そのほかにも、広報あるいはホームページにも掲載をしているところでございますけれども、まだまだこれらの認知度が低いということもあろうかと思ひますので、さらなるその周知のあり方というものを検討してまいりたいというふうを考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。認知症の方も、またご家族の方も、しっかりこれをわかるということで、住みよい街づくりにつながっていくのかと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問事項3、住みよい街づくりについてご質問いたします。

要旨（1）八街バイパスについてご質問いたします。

これは小澤議員と同じような質問になってしまうので申し訳ないですが、①今年度中に一部供用開始で工事が進められているが、その進捗状況をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街バイパス事業につきましては、千葉県において、現在国道409号から五区交差点付近までの約1.2キロメートルの区間を、平成28年度末までに片側1車線での供用を目指しております。

工事の進捗状況につきましては、道路排水を処理する暫定調整池の整備が完了し、供用区間全線にわたって工事を展開しているところでございます。

今後は、舗装工事や安全施設工事を行い、今年度中に暫定供用に向け事業の推進に努めていると、県から伺っております。

○服部雅恵君

私も、ここはいつになったら開通するのですかとずっと言われていて、公民館のところから、五区の丁字路にきたときに、ずっと写真というか絵というか、が貼ってあったのが今はなくなって、ちょっと開けてきて、いよいよなんだなという思いがいたしております。

これができることによって、どの程度の渋滞解消を見込んでいるのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街中心部は、交通が集中しやすく、大型車の通過交通が多く流入しており、特に五区交差点や八街十字路で渋滞が発生しております。現在整備しております八街バイパスが全線で開通した場合には、バイパスへの交通転換が図られ、現道の八街中心市街地の渋滞緩和に大きく寄与するものと思われま。

○服部雅恵君

一部供用ということなので、どの辺までというのが、ちょっと見えないところがあると思うんですが、全線開通を楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、③としまして、バイパス沿いの活用について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在整備しております、八街バイパス沿いの活用につきましては、まずは、地権者の意向が反映されるものと考えております。

本市の都市計画上、八街バイパスの沿線の主な用途地域は第2種住居地域であることから、相当規模の店舗などの建築が可能な地域となっております。このようなことを踏まえ、沿線の動向を注視するとともに、開発整備などの動きがあった際には、市としましても、できる限りの支援等を行ってまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。

開発できる地域ということで、とてもうれしいご答弁なのですが、先ほど来、東京オリンピックを目指すという話がありましたが、そういう中で、林修三議員の農家レストランも含め、私はぜひ道の駅、あそこにできたらいいなという構想があるのですが、それについてはいかがでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

道の駅ということでございますけれども、道の駅につきましては、駐車場、トイレなど道路利用者のための休憩機能、道路情報や地域情報を提供するための情報発信機能、また、地域との交流によりその地域が持つ魅力を知ってもらう地域連携機能と、3つの機能を持つというような施設でございます。

そうした中で、これは6月の議会にも若干答弁をさせていただいたわけですが、平成12年に道の駅の基本調査業務ということで実施をしております。当時の段階では、建設費用などさまざまな関係から実現には至ってはいないというような状況になっております。建設費用については、10億円から20億円ぐらいかかるような事業だと認識しているところでございます。

こういう面も含めまして、また現在、道の駅ではございませんけれども、市に隣接している、これはバイパス沿いではありませんが、アウトレットの付近に民間企業が農産物の直売所やレストランを含む複合施設を開設する計画がございますので、そういう面で市としましても、農産物を含めたそういう施設について何らかの形で協力して、側面から支援をしていきたいというふうには考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。

先ほど来、八街はおいしい野菜もとれますし、環境部長も先ほど農家レストランはいいんだとおっしゃっておいりましたので、ぜひ、八街のおいしい野菜でおいしものを食べていただいて、みんなに八街に集まってきてもらえる。東京オリンピックもありますし、夢と希望をもって進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で公明党、服部雅恵議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

明日7日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦勞さまでした。

（延会 午後 3時24分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問